

サンーシモンの社会組織思想における市民社会と国家(2)

HIROTA, Akira / 廣田, 明

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and labour

(巻 / Volume)

20

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

29

(終了ページ / End Page)

90

(発行年 / Year)

1974-03-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00005942>

サン・シモンの社会組織思想 における市民社会と国家(二)

広 田 明

目次

- 序論 サン・シモン研究の枠組と問題の所在(前号)
- 第一章 市民社会と国家(以下本号)
 - 一 サン・シモン国家論の変容
 - 二 サン・シモンとセー
 - 三 夜警国家論の自己矛盾
 - 四 社会組織の顛倒性
 - 五 近代国家観の批判
- 第二章 産業アソシアシオン(以下続号)
- 第三章 国家の衰滅
- 結び

第一章 市民社会と国家

市民社会と国家の問題にかんするサン・シモンの見解には、『産業論』(とくに第二卷)以前と『組織者』以後とのあいだに、夜警国家論の擁護からこの国家論の批判による新しい社会体制の提唱へという明瞭な変化がみられる。そこで、本章ではまず、それらを典型的に示すいくつかの事例を確認しておくことにしたい。

一 サン・シモン国家論の変容

A 『産業論』以前の国家論

「政府は必要悪であるが、それがすべての悪のうちの最大の悪である無政府 *anarchie* を阻止するという点からみると、それは善なのである。教養ある人々は、政府の力を秩序の維持のために必要な活動に制限することを、いつても目的として目ざさなければならぬ。」⁽¹⁾ サン・シモンの夜警国家論という、恐らく一八一七年の作品が想起されるであろうが、大方の予想に反して、サン・シモンがはじめてこのように語ったのは一八一三年のことである。ナポレオン帝政の没落と復古王政の成立の間にはさむこの二つの時期の間には、内外の政治状況の激変に対応するかのよう⁽²⁾にサン・シモンの思想に重大な変化がおとずれたのであるが、右の見解だけはいささかの修正もこうむることなく『産業論』にひきつがれ、より具体化されている。この場合、注目に値するのは、かれがフランス革命の教訓に依拠して夜警国家論を支持している点である。

「わたしの考えでは、「フランス」革命は二つの重要な事柄を明確にした。すなわち、第一に、統治されるのは窮

屈な事柄だということを、なぜならひとは自分の邪魔にならないものを破壊はしないのだから。そして……フランス革命が被治者の一般的行動であるというのは事実である。第二に、どんな政府もないこと absence de tout gouvernement はさらに一層の害悪であるということを。そしてここでは、経験が一切の理由づけを免除してくれる。革命によって与えられたこれら二つの事実の実証的な結論はしたがって、《政府は必要なものである、すなわち必要悪である Un gouvernement est un besoin, c'est-à-dire un mal nécessaire》という結論なのであって、これは互いに結びつけられ照らしあうこれら二つの事実そのものに他ならない。⁽²⁾

フランス革命における被治者（＝市民社会）の政府（＝国家）に対する反乱を正当と認めながらも、サン・シモンが「必要悪」としてともかく国家を是認しなければならなかったのは、市民社会の手による政府の廃止が市民社会それ自身の「無政府」（無秩序）を招いたと判断したからであった。かくしてこう言われる。「産業が最も高価な行政よりもさらに一層恐れる事柄があるのであって、それは無秩序 *désordre* である。」⁽³⁾

これに対して、『産業論』第二巻の「原理の宣言」においては、産業の自由の立場から、「社会はそれが全く同じ程度に恐れ・憎む二つの敵をもっているが、それは無政府と専制である」と言われている⁽⁴⁾。したがってサン・シモンの産業主義は、原理的には、市民社会の無政府性（無秩序）と国家の専制という、存在の（したがって論理の）次元を異にする二つの「敵」に対決することを課題としていたことがわかる。しかし先の三つの引用文から明らかのように、かれは革命の経験から国家悪よりも市民社会の「無政府性」の方を産業活動の自由にとってマイナスと判断したために、夜警国家論⁽⁵⁾を支持し、この立場から国家の統治機能（活動）を市民的な「秩序維持」に「制限」せよと説くのである（国家の「専制」の極少化）。つまり、この段階ではまだ、統治機能・統治関係そのものの「止揚」⁽⁶⁾は、かれの

政治変革＝社会解放論の目標として対自化されていなかった。そしてこのことは、市民社会の無政府性を止揚するための理論的展望をかれが十分に確立していなかった点に照応している。

ところが、『組織者』(以後)になると、夜警国家論そのものが意識的に批判の対象とされ、この理論の歴史的限界が、したがってこれを絶対化＝永遠視することの誤まりが指摘されるようになる。

B 『組織者』以後における夜警国家論の批判

「政治体制が専一的・排他的に秩序の維持を目的としなければならぬ」という見解〔夜警国家論〕、非常に有力な人々によっていだから、流布された見解は、次の点にうらづけられている。すなわち、事物の現状においては、諸々の政府はすべての個別(特殊)労働 *travaux particuliers* の平穏と安全を多かれ少なかれ立派に保証するいがいの現実的な有用性(効用)を、じっさいにはもたないのだという点に。「政府がそれらによって社会の繁栄に影響をおよぼすのを期待したところのほとんどすべての処置は、「社会を害する以外の実際的な結末を生まなかったのである。」そしてこの事実から結論されたのが、「政府が社会の幸福のためにしうる最善の策は、社会に口だししないことである」という格言であった。」しかしながら、この見方は、「現在の政治体制との関連でのみそれが考慮される時には正しいが、絶対的でないみでそれが採用される時には、明らかに誤っている。だからこの見方は、われわれが他の政治体制の構想に達しなかった限りでしか、存続しえないのである。」⁽⁷⁾

『組織者』で、夜警国家論にはらまれる体制内的な発想の限界をこのように批判したサン・シモンは、『続・ブルボン朝とスチュアート朝』(一八二二)においては、さらに次のように述べている。

「わたしは、反対党〔自由主義者を中心とする反ブルボン王政派〕がこれまでに語り・書いたことを非常な注意を

はらつて読んだり、これに耳を傾けたりした。そしてわたしは、この党派がまだ社会組織の新しい体制の構想に少しも達していないことを再認識した。ところで反対党は、旧い体制の原理たるかれらの原理をもつてしては、われわれがすでに大革命においてその目撃者となつたところの光景を、とるに足らぬ微妙な差異を除いて、再現することしかできないのである。非特権者は特権者を追いだすだろう。そして戦場の上で国民の首長になるだろう人々は、ただちに自分の利益のために特権をふたたびつくりだすであろう、等々。この悪循環からはなれるためにはただ一つの手段しか存在しない。それは、『新しい政治体制について』と題する章の冒頭におかれてある諸原理にもとづいて社会の再組織に着手することである。(8)

(引用文における傍点は、原則として、原文のイタリック。以下同様) みられるように、本書では、反対党の政治原理——それは「旧い体制の原理」にすぎないと論断されている——の実現が、新たな「特権」の再建にすぎないという見通しが吐露され、このアポリアから脱するために、自由主義的な伝統から絶縁した新しい政治原理にもとづく「社会再組織」の必要性が、明言されている。

したがって、『組織者』以後のサン・シモンの問題は、もはや産業の自由のために統治権力を制限することではなく、市民社会の「再組織化」(新しい社会体制の確立)市民社会の「無政府性」の止揚)を前提とするところの、国家Ⅱ統治(関係)そのものの止揚にあつたのである。では、ここに確認されたようなサン・シモンの社会組織思想における国家論の変容は、『産業論』から『組織者』にいたるかれの思想の歩みといかなる形で対応していたのであるか。この点をみきわめるのが、本章の以下での課題となる。

(注)

(1) *Lettres pendant sa détresse*, XV, p. 145. 引用文は、一八二三年末にいく人かの大臣にあててかかれた手紙の一節中のみ

られる。

- (2) *Industrie, ou discussions politiques, morales et philosophiques, dans l'intérêt de tous les hommes livrés à des travaux utiles et indépendants* (以下 *L'industrie* と略記) t. II (1817), XVIII, p. 200. なおこの個所の意義については、本章「第三節」末尾(五二一ページ)をも参照のこと。
- (3) *Ibid.*, p. 201. 以下では、ナポレオン体制の崩壊にともなう、社会組織の解体・市民社会の無秩序をくいとめるために、「産業」は時勢に譲歩して復古王政を支持したとされている。したがって、厳密にいえば、サン・シモンに夜警国家論を提唱せしめた時論的背景としては、フランス革命の外に、ナポレオン体制の崩壊をも考慮しなければならない。
- (4) *Ibid.*, p. 128. 他の個所では、「一方で専制を牽制するために、他方で革命を予防するために、産業とともにたえず気をくばるべし」(*Ibid.*, p. 14.)と書いてわれている。
- (5) 夜警国家論については、たとえばこう要約されている。「政府は、それが産業の事柄(業務)に口だしする時には、いつでも産業にとって有害である。政府が産業を助長するために努力する場合でさえ、政府は産業を害する。このことから、政府はあらゆる種類の困乱と衝突から産業を保護することにその配慮を限定しなければならない」(*Ibid.*, p. 186.)
- (6) 後論の理解に資するために、ここで前もって次の点を確認しておきたい。本稿で「統治(関係)の止場」という表現が用いられる場合、この表現は社会の共同利害の管理・指導の疎外された形態(疎外態)としての「統治」が解消されること、したがって国家が無用化されることを意味している。換言すれば、この表現によってわたしは、国家を媒介とする人間による人間の支配・抑圧・差別の関係がなくなることを意味させている。わたしがサン・シモンの思想についてこうした表現を用いる理由については、とくに本章第五節を参照。
- (7) *Organisateur* (1819-20), XX, p. 201. 引用文は、『組織者』の「社会組織理論にかんするわたしの著作の第二の抜粋」のなかの一節。この抜粋の意義については、とりわけ本章第五節を参照。
- (8) *Suite à la brochure des Bourbons et des Stuarts* (1822), O. S. T. VI, pp. 523-24.

「社会全体が産業に基礎をおいている。産業は社会生存の唯一の保証、あらゆる富とあらゆる繁栄の唯一の源泉である。」⁽¹⁾「社会の本当の (實在の) 力 forces reelles のすべてが究極的に存在するのは、産業のなかなのである。」⁽²⁾

サン・シモンが「産業主義」の使徒として歩みはじめるにあたって世に問うた編者『産業論』には、かれの世界了解的方法的原理 (認識原理) がこう端的に表明されている。ところでこの場合、「産業」とは (広義には)、肉体労働 (物質的生産) と精神労働 (精神的生産) の統一を不可欠とする社会的生産一般 (対象的活動一般) —— 製造業ないしは工業はその一分肢をなすにすぎない —— のことであって、かれは市民社会のポジティブな要素を「産業」として一括したのであった。かれがこのように「産業」の概念を拡張したのは、生産活動こそが人間の社会的活動の本質をなすことを明確にして、法や国家や宗教に依存する「非生産的」な活動が社会とその歴史の規定者ではないことを人々の意識に刻印するためであった。かくして、政治 (統治) や信仰がその社会的超越性を剝奪されとともに、政治の優位と宗教の存続を許している近代市民社会の即目的・經驗的現実の人為性と仮象性が暴露されるのである。

『産業論』と『組織者』と『産業体制論』にみられるサン・シモンの「産業社会」とは、基本的にはこの生産活動に則して再編成される新しい社会のことであって、それはいわば社会の「真実態」⁽³⁾として現実の市民社会から抽象されたものであった。⁽⁴⁾かれは、この社会を社会的生産Ⅱ享受の体系として描きながら、この社会では「有用物の生産が唯一の合理的・実証的な目的」となる、したがって「生産と生産者にたいする尊重の原理が、所有と所有者にたいする尊重の原理よりも無限に豊か」となることによって、各人が「社会関係のなかで勤労者の一コムパニーにくみこま

れている」とみなすのである。⁽⁶⁾「生産」(労働)という人間の目的意識的相互関係行為に「所有」諸関係を従属せしめるこの「産業社会」のヴィジョンが、社会的分業の二面的把握——分業が一方で諸個人の自立を促すとともに、他方でこれらの全体への依存を必然化すること——に裏づけられていたことは後の著作(『産業体制論』)より明らかであるが、こうした社会の構想にみられるサン・シモンの発想の斬新さ・卓抜さは次の点にあった。すなわちかれは、ヘーゲル的な「理性国家」論におけるごとく、国家を最高の有機性・普遍性の領域とみなして、市民社会と国家との「解けない二律背反」⁽⁸⁾(マルクス)を「官僚制」を媒介にして国家の側に統一し解消しようとする(實在の諸関係の神秘化)のではなく、市民社会が自己の胎内から社会的生産という有機的・普遍的な活動、「共同利害」を生みだしている点に着目して、右の二律背反に対決するのである。⁽⁹⁾このいみで、サン・シモンの未来像は社会解放論の発想の土台は、あくまでも市民社会の側にあった。しかしかれの場合に注意すべきは、現実の市民社会が即時的に肯定されているわけではないという点である。かれは、市民社会が「生産活動」に則して再組織されるならば(市民社会の対自化)、社会は独力で、つまり国家を媒介とせず自己の協同性・普遍性を再建しうるはずだと見通すのである。もちろん、『産業論』のサン・シモンがこうした展望を十分に確立していたとはいえない。それが可能になるためには、次節以下でみるように、長い回り道が必要とした。本書ではただ、この見通しを必然化する思想の萌芽と断片がみられるにとどまる。われわれはそうした天才的なひらめきの典型的な事例として、「経済学はそれだけで政治学のすべてとなるであろう。この時期は遠くない。」⁽¹⁰⁾という「政治の生産への解消」の予見を指摘することができよう。

ここにみたようなサン・シモンの認識原理と新社会のヴィジョンは、近代社会における産業し生産の決定的重要性・生産に内属する法則性の存在という自由主義国民経済学の共通認識から学んだものであって、この限りでサン・

シモン「産業主義」の形成に際して自由主義の果した役割を軽視することはできない。しかしながら両者の思想の外面的な親近性にもかかわらず、サンーシモンと自由主義とはすでに出発点において、研究の目的に関して、鋭い対立をはらんでいたのである。この点を『産業論』第二巻の「あるアメリカ人へのアンリ・サンーシモンの手紙」第八書簡にみられる、サンーシモンのジャンパーバティスト・セー評価によって、確認しておこう。

第八書簡の冒頭で、「問題は新しい政治組織の体制 *nouveau système d'organisation politique* をみいだすことではありません。この仕事はどの点まで達しているでしょうか？」と解決されるべき理論的課題を提起するサンーシモンによれば、すでにこのための素材は十分に集められているし、「既成の思想」もおびただしく存在している。しかし「もっとも重要な条件」すなわち新しい政治体制の組織化のための「根本原理」——「承認され発見された諸真理によってわれわれがそれに導びかれ、そこからこれらの同じ諸真理を演繹しようような原理」——が欠けているのであり、これこそ「これから作らねばならないもの」なのである。ところで、この仕事に着手した人々のうちで最も有用な研究を行ったのは、「政治経済学について書いた学者たち」なのであり、とくに「セー氏の『経済学概論』」にはもっとも多数の「整合的な実証思想」がみいだされるのである。⁽¹³⁾

このようにセーの作品の意義をみとめたうえで、サンーシモンは『経済学概論』の「序論」*discours preliminaires* 冒頭から原文二ページ分を転載し、これにかれのコメントを付している。サンーシモンがこの個所に止目したのは、そこにセーの「もつとも一般的な思想」とかれの著作の「哲学」が集約されていると判断したためである。サンーシモンが引用した個所にみられるセーの所説の荒筋は次のとおりである。

セーによれば、科学というものは固有の研究対象を決定した場合にしか「真の進歩」をとげることができない。と

ところが政治経済学についてみると、「人々は長いあいだ、いわゆる政治学、「つまり」社会組織の科学と、富がどのよう形成され、分配され、消費されるかを考える政治経済学とを混同してきたのである。」しかしながら、「富は本質的に政治組織とは無関係である。あらゆる統治形態のもとで、国家 *Etat* は、もしもそれが適切に管理されるならば、繁栄可能である。」たとえば、われわれは絶対君主制のもとでも諸国民が繁栄するのを知っているし、人民議會のもとでも諸国民が没落するのを目撃した。したがって、「同一の研究のなかで、良き政府を構成する諸原理と、公的にしろ私的にしろ富の増加がそれらにうらづけられているところの諸原理とを混同するならば、多くの觀念の蒙をひらくかわりに、それらを紛糾させてしまう」のは当然である。(こうした混同の例として、スチュアートの政治経済学、百科全書におけるルソーの『政治経済論』、重農主義者とその分派が指摘される。)そこで *économie politique* という名称を「富を論ずる科学」にあて、「政府と人民とのあいだに存在する諸関係および政府相互の諸関係」を研究する学問を指示するためには、*politique* という名称が用いられるようになった。そしてこうした政治経済学と政治学との区別が行なわれるようになったのは、「アダム・スミスらしい」ことであつたように思われる。⁽¹⁵⁾

ここにみたセー『経済学概論』の主張にたいして、サン・シモンは、セーの研究の大原則とかれの著作と講義が期せずして語つたものとの間に「矛盾」が存在すると指摘する。

「セー氏が政治学と政治経済学とを相異なる別個の二つの事柄にする」(政治学と経済学との峻別)のは、明白である。しかるに、セーの著作を読んだり、かれの公開講義に列席してみると、「セーの主張とは反対に」政治経済学だけが政治学(と道徳)に「確實で実証的なもの」を与える、とセーは語っているのである。この「矛盾」は、「政治経済学が政治学の真実にして唯一の基礎」であることを著者がばくせんと予感はしていたが、十分確實に知らなかつ

たことを証明している⁽¹⁶⁾。

サン・シモンはこのようにセーの「矛盾」を指摘することによって、かれの研究の目的ないしは課題——経済学を基礎にして、政治学と道徳を実証化すること——を明示し、この課題に則してセーの著作にふくまれる「一般的な諸真理」⁽¹⁷⁾を七つのテーゼに分類・要約したあと、「政治学は生産の科学である、すなわちあらゆるジャンルの生産にもつとも好ましい事物の秩序を目的とする科学である」という有名な「政治学における一般原理」を導出したのであった。そしてかれは、この「一般原理」を「すべての制度と社会的な事柄の批判における唯一の尺度」とみなしつつ、「社会の科学 *science des sociétés*」はこの「原理」によって「実証科学」となる、と説くのである⁽²⁰⁾。したがって、セーの理論的到達点をふまえて、セーが原則的に捨象したものを論ずることがサン・シモンの目的になった。このいみで、セー経済学はサン・シモンの社会組織の科学が成立するための「触媒の役割」⁽²¹⁾を果したのであった。

以上にみたように、サン・シモンとセーの理論的・実践的課題の相違という点からいえば、サン・シモンは『産業論』の段階ですでに自由主義国民経済学とは異質の、かれに固有の問題領域（あるいは課題）をかかえていたわけであって、かれの自由主義への接近は決してかれの自由主義への同化あるいは改宗を意味するのではなく、むしろかれに固有の課題に答えるための方法的模索の一階梯にすぎなかったと判断すべきである。

では、サン・シモンに固有の問題領域あるいは課題とは何であったか。その答はかれの所説に則した形では、すでに与えられている。しかし、われわれは、サン・シモンの問題をより明瞭にイメージしておく必要がある。

サン・シモンとセーの立論の前提が、近代市民社会の自然成長的な発展にあったことは想像にかたくない。が、この点を確認するだけでは、両者の思想的対立点を浮彫りにすることは不可能である。セーとサン・シモン問題の核心

は、ブルジョワ革命を画期とする市民社会の成長・発展の歴史が、同時に市民社会と政治的国家との分離Ⅱ二重化の完成過程でもあったという点に、かかわっていたように思われる。換言すれば、フランス革命による市民社会と政治的国家との分離Ⅱ二重化の完成という一九世紀的な歴史の現実をたいしていかなる理論構成をとるかが、自由主義経済学とサンシーシモン産業主義との分岐点になったように思われる。

市民社会の自己認識の科学としての経済学の自立を期したセーが、経済学の固有の研究対象を富の生産（「形成」）、分配・消費の過程に限定したことは、セーがこの分離Ⅱ二重化の事実をそれとして肯定した、むしろそれを深刻な「矛盾」とは感じていなかったことを物語っていた。つまり、セーにおいては、経済学の自立は、市民社会と政治的国家との分離そのものによって、保証されていたのであった。このいみで、セーの理論構成は市民社会と国家という二元論のうえになりたっていた。このようなセー経済学の立場は、絶対主義国家やナポレオンの原蓄国家の恣意性にたいする市民社会の擁護として、ひとまずポジティブないみをもつことができた。しかしながらかれは、市民社会の自生的な運動法則の究明に自己限定することによってかえって、いわゆる土台（市民社会）と上部構造（国家）を切断し、両者の相互関係あるいは「経済的決定因子の水準と政治構造とのあいだの規定関係あるいは因果関係」⁽²²⁾の確定という問題を（少くとも自覚的には）捨象することになった。この点は、「富は本質的に政治組織とは無関係である」という先にみたセーの研究の指針から明らかなどころである。この指針そのものは、革命以来（最良の）統治形態をめぐって紛糾していた政治論議の不毛性⁽²³⁾について、人々の関心を経済問題に置き直そうという一定の進歩性と時論的意義をもちえたのであったが、それを支える経済主義的な発想の故に、セーにあっては、経済学が「社会組織の科学」すなわち土台と上部構造の総体的な認識と変革に寄与する「社会体制」の基礎科学となりうる可能性は明示的に

は閉ざされてしまったのである。(セーが「社会組織の科学」を拒否したことに注意。)

『産業論』のサン・シモンは、先にみたような産業社会という有機的な社会のヴィジョンや「新しい政治組織の体制」の要請にもかかわらず、市民社会と国家という自由主義の二元論的シェーマの桎梏から完全に脱脚してはいなかった。しかしながら、その社会組織思想の探求のはじめより、物理学・生理学(生物学)・歴史哲学との交渉——同意と反撥——のなかで、一貫して歴史と社会の総体認識を志ざしてきたサン・シモンには、市民社会と国家の分離——二重化は不合理であったから、自由主義者の説く経済と政治との「分離」はとうてい承認できなかったのである。そこでかれは、経済学者の教えを転釈して、産業の発展によっていかなる社会組織——社会体制が必然化されるかを問いただすと同時に、この文明の必然の運動を妨げるものの告発に従事するのである。この作業が後期におけるサン・シモンに固有の課題になるのであるが、かれがこの課題に一応の結着をつけるのは『組織者』においてである。

(注)

(1) *L'industrie* t. II (1817), XVIII, p. 13. この箇所を、河野健二氏は「産業資本あるいは産業企業家を中心とする経済の総過程」の「構想」と、坂本慶一氏は「アメリカ的な純粹培養型資本主義社会の完成」のための、あるいは「産業革命の遂行」のための思想的裏づけと理解しておられる。河野『思想史と現代』、前掲、三六—七ページ。坂本『フランス産業革命思想の形成』、前掲、六一—二ページ。サン・シモンにおけるこのような「産業」の原理の発見と、ナポレオンの秩序という巨大な政治的上部構造の解体によって、社会そのものがいわばその神秘のヴェールをひきさかれて生のままの姿を露呈したという現実とが、対応していることに注意。

(2) *L'industrie* t. III (1818), XIX, p. 18.

(3) 「われわれのみるところ、社会は有用労働に従事する人々の総体であり、統一である。われわれはそれ以外の社会を全く考えない」(*L'industrie* t. II, XVIII, p. 128.) とサン・シモンは語っている。また他の箇所には、「その集合が真実の社会

société véritable を形成するところの勤労者たち」(ibid., p. 166.) という表現がみられる。

- (4) 内田義彦氏は、サン・シモンの「産業社会」を「純粹資本主義」からはみだした。「抽象的な市民社会の理論」ととらえている。すなわち「一物一価」価値法則を媒介にして結局資本制取得が成立する。ところが、価値法則が貫徹していなくても、資本制取得が成立する。日本の資本主義は第二の意味で資本主義であっても、第一の意味では市民社会ではない。という意味で、市民社会への志向は、純粹資本主義への志向がはいっている。が、同時に、純粹資本主義は、労働による所有が価値法則を媒介にして結局資本制取得に転変するというかたちで、能力に応じた所得という要求がばかされてしまった社会である。そういう意味では、資本制社会はおよそ市民の社会と言えるかという問題がすぐくっついている。コネや身分によってではなくて能力に応じたというところが押し出されてくるに従って、市民社会は抽象的性格をおよび純粹資本主義からはみだしてくる。……自然との代謝過程という使用価値観点が——漸次絶対的剰余価値論から完全に自立してくるという歪曲をとめないながら——前面に押し出されてきました。……たとえば、サン・シモンの理論が、——空想的社会主義というよりも——社会主義というかたちを取った産業社会(能力に応じた資財の分配によって能力が引きだされ組織される社会)という抽象的な市民社会の理論として考えられたうえ、そのサン・シモンの産業社会の理論が、どのようにマルクスに収斂されるかというかたちで、マルクスとサン・シモンがかみあわされるわけです。『日本資本主義の思想像』、前掲、九二—三ページ。傍点は内田氏。このように、内田氏が価値法則(の貫徹)との関連でつかまえておられるサン・シモンの「産業社会」を、わたしは近代国家とのかかわりで論じてみたい。
- (5) 広田明「サン・シモンの未来社会論(上)」、前掲、四五—六ページ。
- (6) *Industrie*, XVIII, pp. 186 et 188. 引用文中にみられる「勤労者の一コムパニー」は『産業論』第四巻以後には、「アン・シヤシオン」という表現に変えられる。
- (7) 「文明が進歩するにしたがって、世俗的なものを考慮しても精神的なものを考慮しても、同じ比率で……分業 division du travail が拡大するのに注意しよう。その結果、全く必然的に、人々は個人的にはたがいに依存しなくなるのだが、しかしまたその同じ関係によって、かれらのおおのし一層全体に依存するようになる。『Du système industriel 1^{re} partie (1821), XXI, p. 16 note 1. 一八一七年の一月に出版された『産業論』第一巻第二部所収の「政治」(「サン・シモンの養子」チエリ執筆)にはこう説かれている。「諸君はひとりて自足することはできない、そのために諸君は日々いっそう有能

でなくなる、諸君は日々いっそう他人を必要とする。」Augustin Thierry, fils aîné de H. Saint-Simon; *Politique. Des notions et de leurs rapports mutuels; ce que ces rapports ont été aux diverses époques de la civilisation; ce qu'ils sont aujourd'hui; quels principes de conduite en dérivent* (1817), XVIII, p. 79 note 1.

(8) マルクス「ヘーゲル国法論(第二六一節—第三二三節)の批判」、『マルクス・エンゲルス全集』第一巻、大月書店、二三四ページ。柴田高好『マルクス国家論入門』、現代評論社、一九七三年、八ページ。さらにマルクスはこう言っている。「ヘーゲルにおける比較的深いところは、かれが市民社会と政治的社会的分離を一つの矛盾と感じている点にある。しかし誤りは、かれがこの解体(解消)の外見(みせかけ)に甘んじて、これを実相(事実)そのものと称するところにある。」(『全集』、三三四ページ。引用文のカッコ内は柴田、同右、一五ページによる。)

本文ではヘーゲルとサンシモンとの発想の対立点を浮彫りにするために、ヘーゲルの国家—市民社会の関係把握について過度の単純化を行ったので、ここで山中隆次氏『初期マルクスの思想形成』、新評論、一九七三年、九七—一〇六ページのヘーゲル像に依拠して若干の補足をしておきたい。近代市民社会が分業と交換を媒介とする特殊的諸個人の相互依存の体制(体系)であることを洞察していたヘーゲルは、市民社会が単なる「特殊性」の領域ではなく、そこに特有の「普遍」が形成されることを知っていた。つまりかれは、市民社会がそれ自体の「普遍」として「職業団体」Korporationと「地方自治体」Gemeindeを形成することを認めた。しかしこれらは「特殊性の原理」から生まれる「普遍」であるから、より「高次の普遍」としての国家に統合されねばならない、とヘーゲルは考えた。かくして、「職業団体」と「地方自治体」は「行政権」とくに「官僚制」の下部機関としてその中に組みこまれ、「より高次の普遍に属する国事の実施・運営」は市民社会から独立した行政機関としての「官僚制」に委ねられるべきだとされる。このように、ヘーゲルの国家—市民社会関係の把握にあつては、「市民社会の国家」(悟性国家)としての職業団体・地方自治体と、「国家の市民社会」としての官僚制が媒介集団として措定され、両者がもちつもたれつとの関係で対峙しつつ、しかも後者の前者にたいする優位のもつて、結局「市民社会」は「国家」に吸収・統一されるわけである。したがつて、ヘーゲルの「媒介」の論理においては、官僚制に固有の重要性が賦与されていることがわかるが、官僚制の存在そのものは、市民社会の人間が特殊利害にもとづいて行動する人間であつて、いわゆる国家的生活(「公人」としての生活)を現実には営みえないことの表現にすぎないのであるから、市民の人間が(市民社会の土台の上で)真の普遍意識にめざめて真の普遍性・協同性を実現しうるならば官僚制はそのレゾン・デート

ルを失うわけである。(市民社会における「普遍性」の形成については、さらに、山之内靖『社会科学の方法と人間学』岩波書店、一九七三年、六九ページ注11をも参照。)

サンシーシモンは、ヘーゲルの官僚制にたいする「幻想」、一官僚制みずから自己の存在について抱いている見解(マルクス、『全集』、二八一ページ)とは無縁であったので、あくまでも市民社会の内部に、真の普遍性・協同性実現のためのエレメント(産業)を求め、「産業アソシアション」という一種の国民的「媒介集団」——それはヘーゲルのな「身分的」集団ではない——の形成によって、市民社会と国家の二律背反を止揚しようとする。

なお、ギュルヴィッチはマルクス「ヘーゲル国法論の批判」にみられる、①「近代のフランス人たちはこのこと〔民主制においてはじめて「普遍と特殊との真の一体性」が可能にされること……引用者〕を、真の民主制においては政治的國家はなくなる(消滅する)」というふうに理解した(『全集』、二六四ページ)という個所と、②「抽象的唯心論は抽象的唯物論であり、抽象的唯物論は物質的抽象的唯心論である」(同、三二九ページ)という二個所に注目し、前者をサンシーシモンの國家衰滅論の影響——念のためにいえば、一八四二年の時点では、ブルードンはいまだ國家廃止論者ではなかった——とみなし、後者とほぼ同一の見解が一八一三年のサンシーシモンの作品にみられることを指摘して、サンシーシモンとマルクスとの思想の類縁関係を強調するとともに、「ドートリとヴォルギンの所説を批判して」^{*} George Gurvitch; *La vocation actuelle de la sociologie*, T. II, 2^e éd. refondu et augmentée (1963), op. cit., pp. 233-4. Du même; C.-H. de Saint-Simon, *La physiologie sociale. Œuvres choisies*, Paris, 1965, pp. 37 et 55 note 1.

* Saint-Simon; *Travail sur la gravitation universelle. Moyen de forcer les anglais à reconnaître l'indépendance des pavillons, Memoire sur la science de l'homme*, Deuxième livraison, XI, p. 300 (ギュルヴィッチは、二二三八—九ページといているがこれは誤り)。この個所では、次のように言われている。「われわれはこれまで、唯物論者と名づけるべきであつたらう人々を唯心論者と名づけ、唯心論者と名づけるべきであつたらう人々を唯物論者と名づけてきた。じつさい、抽象を具体化する(有形化する) *corpifier* ことは、唯物論的ではなからうか。存在という神 *Être Dieu* から觀念法則 *idée loi* を抽出することは、唯心論的ではなからうか。」

(9) 本文(行論をも参照)にのべた意味において、サンシーシモン主義が、ウェストフアーレン、ガル、グリューン、ガンズ、ヘス、ハイネなどの知識人に与えた影響は、通常予想される以上に大きかったのではないかと考えられる。この場合サン-

シモン主義はなによりも、ヘーゲルの思弁哲学にたいして市民社会の優位を確立するための「思想的横杆」ないしは、「思想的磁場」として機能したのではなかったか。右に指摘した人々との知的交渉のなかで思想形成途上のマルクスが四度——①トリノ時代、②ベルリン大学時代、③ライン新聞時代、④パリ時代——にわたってサン・シモン(主義)思想の洗礼をうけ、しかも時にサン・シモンを勉強しなおしたであろう点については、ギェルヴィッチの評価が是非参照されるべきである。G. Gurvitch; *La notation actuelle de la sociologie, ibid.*, pp. 230-5.

また、アンサールは、「サン・シモンの思想が同時代人の多くによってヘーゲルの思想と同じ位置におかれたというたぐいまれな事実」とサン・シモンの「実証的なproblématiqueへの関心」とは、「ヘーゲル思想の豊かさとの対質によって明らかになるはずであった」、「ヘーゲル哲学から解放されるためにサン・シモンの作品を抛りどころとした青年ヘーゲル派は、かれにあって過去を想起させうるものをあまり銘記せず、新しい諸局面をあげきだしたものを銘記するのである」と強調する(Ansart, *Sociologie de Saint-Simon*, op. cit., pp. 56 et 202)。こう語る時アンサールは、「一八三〇年代の知識人にとって、サン・シモンは、具体的事象の検討にむけて方向づけられ、社会の諸変化 transformations sociales に明確な説明をもたらすことのできる、新しい方法の創造者として姿をあらわしたに違いなかった」(*Ibid.*, p. 56)ととらえている。なお、こうしたサン・シモン(主義)評価に関しては、すでに広松渉氏の批判が存在している(『青年マルクス論』前掲、二六九—三〇〇ページ)。

(10) *Industrie*, XVIII, pp. 185-86 note 1. エンゲルス『空想から科学へ』寺沢・山本訳、六六ページ。エンゲルスはこの箇所からただちに「国家廃止」論者サン・シモンという規定をひきたすのであるが、この評価は先走りすぎである。一八一七年のサン・シモンは、本文でみるように基本的には夜警国論者であった。また、サン・シモンの国家論は、強いて分類するならば、「国家廃止」論というよりも「国家死滅」論に近いというのが私見である。

(11) *Ibid.*, p. 182.

(12) この課題が果されるのは、『組織者』において新しい社会体制の構想が提示される時である。

(13) *Industrie*, XVIII, pp. 182-3.

(14) Jean-Baptiste Say; *Traité d'économie politique, ou simple exposition de la manière dont se forment, se distribuent et se consomment les richesses*, T. I, 4^e éd (1819), Paris, pp. IX-X. 増井幸雄訳『経済学』上巻、岩波書店、一九二五

サン・シモンの社会組織思想における市民社会と国家(一)

年、三一五—六—七。

(15) *L'industrie*, XVIII, pp. 183-185.

(16) *Ibid.*, p. 185.

(17) こうした表現はセイ自身によって用いられている。たとえば、Jean-Baptiste Say; *Catechisme d'économie politique, ou instruction familière qui montre de quelle façon les richesses sont produites, distribuées et consommées dans la société*, Paris, 1817. 『経済学問答』堀経夫・橋本比登志訳、現代書館、一九六七年、七〇—七二ページにそれがみられる。

(18) 七つのテーゼは、次のものからなる。①有用物の生産が政治社会の目ざしうる唯一の合理的かつ実証的な目的である。したがって生産と生産者に対する尊重の原理が、所有と所有者に対する尊重の原理よりもずっと豊かである。②夜警国家。③有用物の生産者が社会における唯一の有用な人々であるから、かれらが社会の歩みを規制することに協力しなければならぬ唯一の人々である。かれらだけが租税議決権をもつ。〔国家の市民社会への従属の要請〕④人々の相反する方向への力の行使は、生産を阻害する(↓戦争の否定)〔平和主義〕。⑤国民的独占の否定。独占は、力によってしか獲得され維持されないから、それを享受する一国民の生産総額さえ減少させる〔国家主義・重商主義批判〕。⑥産業の完成によって、道徳は行為 *fait* をうる〔生産的実践としての実証道徳〕道徳の社会化〕。これから支配的となるべき思想は、生産活動 *activité à produire* と他人の生産にたいする尊重を増大させるのをめざす思想である。⑦全人類は一つの目的と共同の利害をもっているから、各人は、社会関係のなかで、勤労者の一コマ、ニーにくみこまれていくものとして、もっぱら考察されねばならない〔生産アソシアシオン〕。 *L'industrie*, XVIII, pp. 186-8. 以上の七つのテーゼに共通する「社会的生産」の観点から、サンシモンは「政治学は生産の科学である」という原理を導出し、政治学がこの「原理」によって「実証化」されるならば、政治学の運命は「もはや権力や(統治)形態や偏見の運命に結びつけられはしない」(*Ibid.*, p. 189)と予見するのである。

(19) *Ibid.*, p. 188.

(20) *Ibid.*, pp. 188-89.

(21) 吉田静一「自由主義・産業主義・社会主義」前掲、一四〇—一四二頁。

(22) Pierre Ansart; *Sociologie de Saint-Simon, op. cit.*, p. 56.

(23) この点にかかわるサン・シモンの議論については、本章、第五節末尾の引用文を参照（本稿、八五ページ）。

(24) 『産業論』第二巻でサン・シモンは、「自由主義者」とフランス革命との関連にふれてこう語っている。自由主義者は、封建的・神学的体制の転覆、迷信的な信仰の解体、特権階級が産業階級に強制していた習俗と習慣の変革には成功した。しかし「旧体制にとって代わるべき新しい秩序の体制」（一九世紀の賢明さと知識にもとづいて組織される共同利害の管理）については、かれらは失敗を犯した。なぜなら、革命の開始いらい祖述された多数の社会組織原理や思想は、「新しい体制の一般的構想」にまでいたらなかったからである。『L'industrie, XVIII, pp. 178-80. このように「社会体制の科学」の志向者サン・シモンは、通常かれの「自由主義」的時代といわれている一八一七年代においてさえ、自由主義理論の限界を明瞭に自覚していたのであった。この自由主義批判は、『産業論』（第二巻）の「第七書簡」における、当代のフランス・イデオロギーの三つの類型——①現状維持的見解、②反動的見解、③自由主義的見解——化の試みのなかで果されている。

三 夜警国家論の自己矛盾

「産業に従事し、その集合が合法的な社会 *société légitime* を形成している人々は、一つの欲求しかもたない。それは自由である。かれらにとって自由とは、生産労働を妨げられないことであり、かれが生産したものの享受を妨げられないことである。」⁽¹⁾ここにあげたような産業活動と労働生産物の享受における「自由」（以下ではこれを「産業の自由」と一括して表現する）という立場にたつて、『産業論』第二巻のサン・シモンは、「事業の目的」と題する個所で「産業と国家」の関係を次のようにとらえている。

産業のみるところ、政府は、社会的寄生者の「無為徒食がそれをもって産業をおびやかすところの暴力を阻止するのを目的とする」「他とは異なる労働」の請負人がいのなのでもない。「政府（統治）の質料 *matière* それは何もしないことである。政府の活動がそれ以上に發揮されるやいなや、それは恣意的・横領的したがって専制的となり、

産業の敵になる。」「産業に優越し・疎遠である活動が産業の活動に介入し、これを統治(支配)するのを主張するたむごとに、この活動は産業を束縛し産業の意気をくじく。産業の活動はそれが味わう窮屈さに正比例してやむ。⁽³⁾」

「産業がコミュニケーション〔自治都市〕の解放いらいたえざる進歩をとげたのは、政府の活動がしだいに産業におよぼされなくなったからである。⁽⁴⁾」それ故、「産業人 *les industriels* が統治されるのを甘受するのは、産業人としてではない。政府の活動が社会に有用なサービスと判断されるので、社会はこのサービスに支払うことに同意しなければならぬのである。⁽⁵⁾」

「航海者(船乗り)は海をかけめぐっている間、畑をたがやさない。統治する人が生産する人々の安全に気をくばっている間、かれらは生産しない。しかし、航海者も統治する人々も同じように、有用労働を提供してかれらの分け前を手に入れる。どちらも生産物の分け前にあずかるに値する。⁽⁶⁾」

ここに明らかなように、「産業の自由」の立場からすると、国家は①産業⇨生産活動そのものの発展にとつて「疎遠な」・「敵対的な」、「不生産的」存在でありながら、②「生産者の安全」の保証という「社会に有用なサービス」⇨「有用労働」の担当者として、承認されるのである。したがってサンシモンもまた、明確な経済学⇨価値論的裏づけを欠いてはいるが、「不生産的だとはいえ有用な分業労働⁽⁷⁾」の提供者というアダム・スミスの近代国家観を共有していたのであった。この国家観の視界のなかで、かれは次に、社会から受けとる「政府のサービスの分け前」が「どうあるべきか」を考えるのである。かれは二つの可能性を想定している。

①「産業が必要な犠牲を行なわない場合」、つまり政府のサービスに見合った支払いが行なわれない場合。この場合には、政府の「サービスは活気を失い、産業が必要とする安全は不完全となるであろう。」他方で、②「サービスの

価値を測定するための十分なデータが不足して、産業がサービスの実際の時よりもずっと多くを支払う」場合。この場合には「二重の不都合」を結果する。第一に、「産業の繁栄に必要な資本の一部」が生産的な仕事からひきあげられる。第二に、産業は政府に「過剰な力 force と活動 action」を与えることになって、これが産業を害さざるをえない⁽⁸⁾。つまり、第二の想定——サン・シモンが特に危惧するのは、この場合である——にあっては、国家活動が肥大化して、産業活動が萎縮してしまうのである。そこでこの二つの想定をふまえて、サン・シモンは、「産業はできるかぎり少なく統治されることを必要とする。そしてこのためにはただ一つの手段しかないのであって、それはできるかぎり安価に統治されるようになるということなのである」と結論する⁽⁹⁾。

「できるかぎり少なく統治される」ことが「できるかぎり安価に統治される」ことに帰着するというのは、サン・シモンが「統治関係」を租税の收取という「金銭関係」(貨幣関係)に環元したことを、意味していた。いいかえれば、かれは、「貨幣(量)」という実証的な尺度でもって、「統治」あるいは「国家のサービス」にたいする対価を測定しようと考えたのであった。そこでかれは、「統治者と被治者のあいだの諸関係」と題されている、「あるアメリカ人へのアンリ・サン・シモンの手紙」第一〇書簡で、こう述べたのであった。

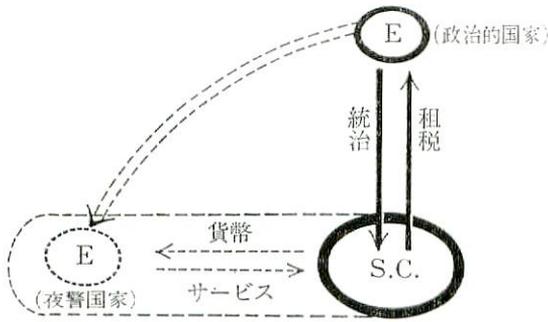
「コミュニケーションの解放いらい、被治者と統治者のあいだの関係は、徐々に単なる金銭的な関係 rapports pécuniaires に変化しました。そして事物の現状を検討するならば、すべてが金銭関係に環元されることが、政府はたしかに必要なサービスとして承認されるが、しかし上品ないまわしをとらずに少くとも利害関係を論議する場合には政府はそうしたものとしてしか承認されることが、容易にわかるでしょう⁽¹⁰⁾。」このようにかれは、「コミュニケーションの解放」を「人格的依存」の関係から「物象的依存」関係への転化の「起点」としておさえたいので、西ヨーロッパ史を

① コミュニンの解放以前② コミュニンの解放後フランス革命まで③ フランス革命以後の三段階に区分し、市民社会と国家の力関係の逆転の歴史を素描してみせるのである。⁽¹⁾(その場合、サン・シモンは、統治関係が物象的な依存関係に完全に従属するにいたっていたのに、フランス革命に際して、「啓蒙の偏見」にそまっていた産業人が「代弁者」〔法律家〕に自己の利害の論議を託したので、フランス革命は破産したと考えている。)

以上『産業論』第二巻のサン・シモンの叙述に則した形でかれの国家観^{II}夜警国家論をみてきたが、今度は、この夜警国家論が「産業の自由」と「国家活動」との「二律背反」をどう「解決」——実は後にみるように意識の中での「解消」——しようとしたかを、「市民社会と国家」という枠組で再構成してみよう。(本節の以下の検討では、産業^{II}市民社会というように産業と市民社会をひとまず等置して考えることにする。)

ふつう市民社会と国家という場合、われわれは国家と市民社会の関係を、「タテ」の関係として表象するであろう。これは、市民社会(経済社会)と国家(政治的国家)が分離^{II}二重化して、国家が市民社会の疎外態として市民社会に外在化するという、(とくに)ブルジョワ革命後の社会史に適合的な表象である。このような社会史の現実に対質したサン・シモンの夜警国家論は、国家と市民社会の関係を「ヨコ」の関係におき直して、市民社会と国家との「同格性」(あるいは「同等性」)を主張するのである。つまり、夜警国家は市民社会にたいする「サービス」——「非生産的」ではあるが、有用な労働——の提供者として、あくまでも市民社会の物象的な利害関係^{II}貨幣関係に服しているのであり、この関係に従属することによって、国家のサービスの価値が正しく判定されて、国家が市民社会の「超越者」あるいは「支配者」であることはなくなる、とみなされているのである。この場合、夜警国家の提供するサービスの内容は市民社会の「外枠」の維持(逆にいえば「産業の自由」の保証)に限定され、市民社会はこの(特殊な)

図1 『産業論』における市民社会と国家の関係



E=Etat

S.C.=Société civile

実線は現実の市民社会と国家の関係を、
破線は市民社会と国家=夜警国家との関係の
理想状態を示す。ただし図はあくまでも説明
の便宜のためのものである。

サンシモンの社会組織思想における市民社会と国家(一)

サービスの対価として国家に「貨幣」すなわち「租税」を支払うのだと想定されている。(但し、産業が「租税」の支払いに応じるのは、社会維持のためのやむをえざる「犠牲」としてである。)

このいみで、夜警国家の機能は社会的分業の特殊な「一分肢」の担い手としてのそれであって、夜警国家論とは文字どりのいみでの「分業」国家論¹²⁾であった。『産業論』第二巻のサンシモンは、このような「分業」国家としての夜警国家を是認することで、「産業の自由」と国家活動との利害の対立を「解決」しようと考えたのである。¹³⁾したがっ

て、念のためにいえば、サンシモンの夜警国家論は、エンゲルスのいうような「国家の空洞化」(理論)であるよりもむしろ、(市民社会に外在化している)政治的国家を(分業体系という市民社会的なヨコの体系にくみこむことによって)政治的国家たらしめなための理論であった¹⁴⁾。そしてこうして、政治的国家が市民的利害に完全に服属する夜警国家となることによつてはじめて、国家は市民社会の「一般利害」(「共同利害」)の管理者たる資格を承認されるはずであった。

しかしながらこのような夜警国家の構想は、サンシモンにあつてはきわめて不安定であつた。

『産業論』の段階ですでに、かれはこのような国家の「理想化」の危険性、あるいは夜警国家論の「幻想性」を予感していた。というのは、「社会の一般利害を管理する権利を有するのは政府である」⁽¹⁵⁾と述べるそのすぐ後で、かれは「本質的に不生産的で本質的に消費的」⁽¹⁶⁾な「政府の利害は全面的に一般利害の中にはない。この利害はあるのみで本性よりして一般利害に対立させしている」⁽¹⁷⁾と断ずるからである。かれがこう考えたのは、「産業は最少限に統治されるのを望むが、統治者は必然的に最大限に統治するのを望む」からであり、「産業は最少限に支払うのを望むが、統治者は産業から最大限の貨幣を獲得するのを望む」⁽¹⁸⁾からであった。これは、国家が不可避免的に市民社会の疎外態と化してしまふことの直観であった。そこでかれは、「わたしに必要であると思われた事柄、それはこの無用でしばしば危険な媒介者〔政府〕を廃棄する *annuler* 手段が存在したら(よいのに)」⁽¹⁹⁾、とかれの真情を吐露するのである。

したがって、「産業の自由」と国家活動との「二律背反」を「解決」しようとしたサン・シモンは、実は「自己矛盾」⁽²⁰⁾におちいつていたのである。すなわち一方で、政府の利害と産業の利害とは本性的に相入れないのだから、夜警国家というミニマムの統治をめざす「分業」国家によってさえ「産業の自由」の貫徹は保証されない。(市民社会と国家の対立)。しかるに他方で、フランス革命の経験は社会的アナルシー＝市民社会の解体を阻止するために「国家(権力)」の第一義的必要性を教えている(本章、第一節Aを参照)。(市民社会の国家への依存)。それ故に、産業＝市民社会は、政治的国家に敵対しながら、まさにこの「敵」の手によって自己保存を計らねばならないという「自己矛盾」のなかに身をおいているのである。換言すれば、「産業の自由」の立場から国家による「秩序維持」の第一義性を認めるかぎり、産業(の自由)と国家の「二律背反」は解決不可能なのである。(夜警国家論の「幻想性」)。

サン・シモンがかれのおちいったアポリアを脱して右の「二律背反」を止揚するためには、まずもって、産業が国家権力に依存することなしに（独力で）新しい社会秩序を創造しうる（社会的アナルシーの止場）という展望をもたねばならないが、かれは『組織者』における「社会体制」の理論の樹立によって、この課題に答えようとするのである（第二章参照）。この場合には、市民社会と国家（の対立）という二元論そのものが、再検討されねばならない。

（注）

（1） *Industrie*, XVIII, p. 128.

（2）「現在フランスにいる寄生者は、フランス革命以前よりもずっと少数である。イギリスではフランスよりも少数であり、アメリカではイギリスよりもずっと少数である。寄生者の数はいつでも文明の進歩と正比例して減少した。その結果、社会の中で自発的に寄生する人々がもはやいなくなるであろう一時期をかいまみることができる。」（*Ibid.*, p. 129 note 1）サン・シモンがこう述べた時、かれは、「社会的寄生者」（「なまけ者」）を社会の上層階級（「他人の労働で暮らす」人々）と「最下層の階級」に区別し、「前者を「どろぼう」後者を「ごじき」と呼んでいる。後者に関しては次のように言われる。「どろぼうでないなまけ者はごじきになる。この最下層の階級は、第一階級より軽べつに値せず、危険性も少ないというほどではない。」（*Ibid.*, pp. 129-130 et 130 note 1）また、「事業の目的」では、まだ「統治活動」の担当者が「勤労者」*travailleurs* とみなされていて、この点からも『産業論』の過渡的性格がうかがわれる。「勤労者」は次のように、「三種類」に区分されている。「われわれは社会のなかに二種類の勤労者を、生産する人々と生産者のために夜警する *veilleur* 人々と認めた。『社会には』第三の勤労者がいるのであって、それは政治著述家である。」（*Ibid.*, p. 134.）この「勤労者」把握は、『一九世紀科学研究序論』（*Introduction aux travaux scientifiques du XIX^e siècle* [1807-1808], O. S. T. VI, p. 177）をらげぐべものであるが、一八一九年以後になると右のうちから「生産者のために夜警する人々」が脱落して、「生産者」*producteur* から排除される（*Cf.* *Le parti national ou industriel comparé au parti anti-national*, XIX, pp. 202-204）。初期サン・シモンにおける「産業主義」的思想の自生的な成長については、さしあたって、広田明「サン・シモンの末来社会論（上）」、前掲、第二節を参照。

- (3) *L'industrie*, XVIII, pp. 130-131.
- (4) *Ibid.*, p. 131 note 1.
- (5) (6) *Ibid.*, p. 131.
- (7) 和田重司『『国富論』第五篇における国家財政把握について』、『一橋論叢』第四九卷、第五号、一九六三年、九九ページ。和田氏によれば、『国富論』における「スミスの全理論体系は、国家をも資本蓄積・再生産の一構成要素とするところの国家資本主義あるいは国民経済の富の生産と分配の機構(その総体)であったはずだ。だからスミスは不生産的労働としての国家を、資本蓄積にとって有用な・社会的分業労働の一環として分析し、租税(所得の再分配)と資本蓄積との理論的な関連を考察しているのである。つまりスミスは社会的総再生産過程における国家の地位を理論的に明らかにしようとしている。」(カッコ内は原文) 和田『経済学史研究の問題点』、『思想』一九六三年、九月号、一一八ページ。『道徳感情論』におけるスミスの政治思想については、内田義彦『経済学の生誕』(未来社、初版一九五三年、増補版一九六二年)・「前編」と、天羽康夫『『道徳感情論』における政治と経済』、『経済科学』、第一八卷三号、一九七一年)ならびに和田重司『『国富論』における「市民社会」』、『社会思想』第三卷一号、一九七三年、第二節)とにみられる対立的理解に注意。スミスのヒューム法理論批判に着目された内田氏が原蓄国家の政策体系にたいするかれの国家論の進歩性と批判的意義を強調されたのに対して、「すぐれた者にたいする同感が同等または劣った者にたいする同感よりも大きい」とするスミス同感概念の一面面に注目する天羽・和田両氏は、かれの市民的秩序形成論にひそむ政治思想の「保守性」と名譽革命体制にたいする連続性を主張されようとしているように思われる。また、斎藤博孝氏は、スミスの「国家論が、当時のイギリスの政治形態の現状肯定的な性格と、国家制度にたいする一面容認、一面批判の観点にたつものであること」を結論しておられる。斎藤「A・スミス財政論成立の基礎的前提」、『社会労働研究』、第一六号、一九六三年、一六四ページ。
- (8) *L'industrie*, XVIII, pp. 131-2.
- (9) *Ibid.*, p. 132.
- (10) *Ibid.*, pp. 196-7.
- (11) *Ibid.*, pp. 197-9. サンシーモンはとくにフランス革命について大略次のように述べている。一七八九年に重大な財政窮迫状態のなかにあった政府が、財源を確保するために被治者の意志に訴えねばならなかった(三部会招集)時、産業は「自分

のために「革命を企てることになる。事情は産業に有利であった。産業には専制 *déspotisme* の真大部分を買いとるだけの手段と実力があつたからである。ところが不幸にして問題を論議したのは、いわゆる「ロニューン」産業人 *les industriels* ではなかつた。「啓蒙の偏見」にそまつていたために、利害関係者たちはみずから自分たちの利害を論じることがどんなに大事であるかを十分に知らなかつた。そしてもつと有能な人々の力を借りねばならないと信じたかれらは、代弁者（弁護人）を雇ひ入れたのである。産業人は、かれらと利害を共にする人々ではなくて、他人の事柄を論議するのを生業とし、現実と事物よりも観念と思弁にすつと情熱をもやす人々を派遣して、かれらのために弁護してもらおうとする (*Ibid.*, p. 198-9)。フランス革命を被治者＝産業者から疎外された革命ととらえ、革命のなかに産業者の政治的疎外の起点をみいだすこうしたフランス革命像は、『産業体制論』において完成される。

(12) 自然成長的な分業が行なわれる社会では、特殊利害と共同利害とが分裂する。特殊利害と共同利害とのこの矛盾にもとづいて「共同利害は、個別および全体の現実的な利害からきりはなされて、国家として一つの独立な姿をとる。そしてそれは同時にまた幻想的共同性としてである。」（『ドイツ・イギオロギー』古在由重訳、岩波文庫、四三―四四ページ。『マルクス・エンゲルス全集』第三卷、二九ページ。『新版ドイツ・イデオロギー』花崎泉平訳、六五―六六ページ。『ドイツ・イデオロギー』の著者たちは、このように、国家を、市民社会から自立した姿態をとるところの「幻想的共同性」と規定している。（サン・シモンのな）夜警国家論は、こうした国家の自立性を否定して、国家を市民社会「全体の現実的利害」に服せしめようと要請するのであるが、サン・シモンはこうした要請そのものの「幻想性」を、すなわち夜警国家論が一つの虚疑意識であることとを、かなり明瞭に自覚するようになる。

(13) 『産業論』のサン・シモンは、かれの希求する「一般革命（普遍革命）」 *une révolution générale* によつて、産業の自由と国家の対立が「解決」されるであろう既に成立する社会組織を「産業にもつとも有利な組織」 *organisation la plus favorable à l'industrie* と規定しているが、これは次のことき「政体（政府）」とみなされている。「①有用労働が妨害されるのを阻止するために必要なものにしたが、政治権力が活動（作用）と力を有しないような政体。②その集合が真実の社会を形成するところの勤労者たちが、かれらの間で直接に、また全面的な自由をもつて、かれらのさまざまな労働生産物を交換しうるように、すべてが整序されるような政体。さいごに、③社会——そのみが自分にふさわしいもの、自分が望むもの、自分が好むものを知ることができ——がまた労働の値打ち *mérite* と有用性（効用）の唯一の判定者であるような政

体、したがって生産者が消費者からかれのサービスの報酬である労賃 *seulaire de son travail* だけしか期待する必要のないような政体。」(*L'industrie*, XVIII, pp. 165-6. 文脈をたどりやすくするために、便宜的に文中に番号をふした。)

(14) エンゲルスはスミスの『国富論』にふれて次のように語った。「所有の支配は、必然的に、まず第一に国家にその鋒先を向けて、これを解体させるか、それとも——国家なしではやはりやっていけないので、——せめて空洞化するかしなければならなかった。アダム・スミスが、産業革命と同じときにこの空洞化の仕事をはじめた。すなわち、彼は、一七七六年にその『国富論』を出版し、こうして財政学を創始した。」(『イギリスの状態』、『マルクス・エンゲルス全集』、一卷、六二一ページ)。このエンゲルスのスミス評価の意義については、内田義彦『経済学の生誕』、前掲、七〇ページおよび山崎恰『安価な政府』の基本構成』、『香川大学経済論叢』、第四一卷、第二号、一九六八年、二五一六ページを参照。

内田義彦氏によれば、「経済Ⅱ価値法則の自律性の主張を基調」とする「スミスの社会科学の全体系」は、経済Ⅱ価値法則に対する「すべての外からの『強制』がいかに無用であり、有害であるかを事実によって立証すること」を目ざしている。

この「エディンバラ講義」らしい「不変の主題」が、「ことからの自然的行路」を妨げる「政治」の不自然性・抑圧的性格にたいする鋭い自覚から生まれたことも、同じく内田氏の力説されるところである(同右、七二—三三ページ)。だが、「ラディカリズムと議会改革の問題に直面することを避け」ようとする(経済主義的な)スミスの政治思想(小林昇「重商主義解体期の研究」、未来社、一九五五年、二八三—三三ページ)には、国家を市民社会の「疎外態」としてとらえる見方、換言すれば市民社会と国家の分離Ⅱ二重化にたいする危機意識と近代的な「統治」のあり方にたいする批判意識が微弱のようである。

そしてこの点に、スミスにいたるイギリス経験論主流の市民政治理論の弱点がひそんでいるのではなからうか。(田中正司「近代自然法と市民社会の歴史理論」、『横浜大論叢』、二四卷一、同「ロックにおける市民社会の問題」、同上、二四卷二号をも参照。)もしこういえるならば、ルソー「社会契約論」のイギリス経験論にたいする固有の意義が、もっと強調されてもよさそうである。

経済社会としての市民社会の自律性・自然成長性に対する信頼(あるいは楽観)にみちびかれて、「経済による政治の包摂」(小林昇氏)にまでもおむくスミス思想の射程は、単に経済的自由主義だけでなく、初期社会主義にまでおよんでいる。しかし、スミスの思想にはらまれる「政治上の保守主義」(小林昇氏)あるいは「既存のコンステイション・護持」の立場(天羽氏)を克服しえないかぎり、サンシーモンのいわゆる「空想的社会主義」は成立しえなかったのである。このいみ

で、わたしは、山崎氏がスミスとの対比でふれておられる「アメリカ革命の子」にしてフランス革命期の「国民議会代議員」ペインの社会と国家像——「社会は政府に先行し、政府に優先し、社会は『善』となり、政府は『悪』を前提としてのみ生起する。Society と Government は破裂して切口をのぞかせる」（山崎、同右、二二ページ）——に、サンシーモン思想（とくに『産業論』の思想）との一面での親近性をみいだすのであるが、サンシーモン産業主義が単なる「時論」・「批判理論」になり終わらなかつたのは、ペイン的な社会と国家の二元論的対置の図式を、スミスのな生産力論を内にとりこんだところの「産業アンソニション」論によつてのりこえたからであつた。ペインについては、Elie Halévy: *The growth of philosophique radicalism*, tr. by Mary Morris, Beacon Paperback, Boston, 1966 (3rd printing), pp. 129-30. 水田洋・珠枝『社会主義思想史』前掲、旧版、一四六—五一ページ、現代教養文庫版、一八八—九三ページをも参照。

- (15) *Industry*, XVIII, p. 134.
- (16) *Ibid.*, XVIII, pp. 197-8.
- (17) *Ibid.*, XVIII, p. 135.
- (18) *Ibid.*, XVIII, p. 135 note 1.
- (19) *Ibid.*, XVIII, p. 136.
- (20) 山崎怡氏は前掲論文において、「安価な政府」論（夜警国家論）を、ペイン流の「絶対的な『安価な政府』（第一類型）とスミスのな『相対的な『安価な政府』（第二類型）に範疇化される。この場合、氏によれば、第一類型が国家を『必要悪』とみなして経費や財政需要や租税総額などの「絶対的縮少」を求めめるのに対し、第二類型は生産力の発展や国民所得の増加を「分母」とし、「分子」に経費や租税総額をおいて、両者の「比率の低下」のなかに『安価な政府』をみとめるのである。（山崎怡、前掲論文、一五ページ。）そして山崎氏は、第一類型が「矛盾概念ではない」点をこう説明しておられる。『安価な政府』は本来、私有財産をまもる費用の廉価を追求する。それは私有財産を欠如しては成立しえない。だが、一方、私有財産はスミスのいうように、生産力の進展に逆比例して不平等化せざるをえないのだから、費用は高価になる——すくなくとも絶対的には——こともおおうべくもないとすれば、第一類型は生産力を否定するか、私用財産を否定するかしなれば絶対的な縮少という、みずからの理念は実現しえないし、否定すれば自己の存立基盤もなくなる。こうして第一類型というのは矛盾概念ではない。そうならざるをえない理由の根本は、もともと「安い」とか「高い」などという概念が商品と

需要者との双方の側における価格と所得との相対的なかんけいに発する功利主義的性格をもつからである。」(同、三二—三ページ)さらに氏によれば、「第一類型と第二類型との対比は、また政治主義的な『安価な政府』と経済主義的なそれとにわけられる。前者は権力そのものの縮小にむかうが、後者は権力の縮小よりも、それをささえる経済力を強調するからである。とすれば、ブルジョワ革命が政治的になされた後進国フランス(の分析)にこそ前者が、経済主義的になされたイギリス(の分析)には後者が支配的(な分析基準)ではなかったか、という想定が可能になる。」(同、三一ページ)山崎氏の以上の指摘は、フランス研究者にとって大変に示唆にとむ

四 社会組織の顛倒性

前節では夜警国家論にはらまれる自己矛盾の確認をとうして、『産業論』第二巻におけるサンシーシモンの社会組織思想の過渡的性格が明らかにされた。ここでは産業と国家の関係の把握に焦点がしぼられていたので、市民社会が階級社会であるという点¹⁾は主要な考察の対象とはされなかった。サンシーシモンが市民社会の階級関係そのものを固有に問題化するの、とりわけ『産業論』第四巻以後のことである。そこで本節では、本書から一八一九年の二つの政治的パンフレット(「国民党あるいは産業党対反国民党」、「モンスズメバチ(黄バチ)とミツバチとの抗争について」)をへて、『組織者』にいたるかれの社会分析の検討をとうして、市民社会と国家の問題にいわば「下から」アプローチしてみた¹⁾。なお、サンシーシモンのいわゆる「産業者」⇨生産者の内部構成に関するくわしい分析はすでに別稿で果されているので、かれの社会階級認識についてはその特徴と若干の留意点を記すにとどめ、ここではかれが市民社会分析を通して政治的國家⇨近代國家そのものを問題化するにいたる過程を追認することに主として従事してみたい。

『産業論』第二巻で「産業⇨社会的生産」の見地にたったサンシーシモンがこの見地を現実認識の基準(方法的立脚

点)としたことは、すでにふれた。この認識の基準は、当然のことながら、かれの階級分析にも貫徹されている。すなわち、対象たる自然との物質代謝(素材転換)のなかで自然の客観的な法則性・必然性に服しつつ人間の主体的な力を發揮せしめる、創造的な過程としての生産活動に則して人間の社会関係・階級関係を考えることが、かれには必要・不可欠と思われたのであった。そこでかれは、諸個人を社会的生産に参与する人々すなわち生産者Ⅱ産業者(の階級)と非生産者Ⅱ社会的寄生者(の階級)とに二分し、もって両階級の非和解性・敵対性を強調するのである。このことは、生産手段の所有・非所有による区別が、さし当っては(少くとも『組織者』までは)基本的とみなされていないということを意味している。この結果、いわゆる「所有者」は「非生産的な所有者」(多くは不動産の所有者)と「生産的な所有者」(動産所有者および自営の小土地所有者)とに分割され、かれの二大階級のそれぞれにふり分けられるのである。

こうして資本—賃労働関係をひとまず捨象したサン—シモンは、『産業論』第四巻で、「産業者の立場」を表明して、統治者(官僚をふくむ)や司法階級(裁判官と弁護士・法律家)や聖職者ではなく生産に参加する人々が社会の真の主体であることを大胆に提起しつつ、これらの人々が「政治的勇氣」と「野心」をもって経済社会の解放にたちあがることを期待したのであった。

「そのなかで野心と政治的勇氣が増大するのをわれわれが見たいと念願している社会の唯一の階級、この野心が有用であることができ、この勇氣が必要である唯一の階級は、一般に、産業者の階級である。なぜなら、かれらの特殊利害は事物の唯一の力によって共同利害に完全に一致するからである。この真理を意識すればこそ、われわれは産業者の立場を文明のほんとうの(實在の)中心・かまどとみなして、この立場をあからさまに奉じたのであった。」⁽²⁾

このように「産業者」の階級は、その生産的实践における「特殊利害」の追求が社会の客観的必然性(「事物の力」)にみちびかれて「共同利害」(「一般利害」)に一致するところの「普遍的階級」として措定されている。(かれは他の個所でも、「諸君〔産業者〕だけが諸君の利害に仕えることによって、必然的に共同利害に仕えます」⁽³⁾と強調している。)こうしてかれは、処女出版『ジュネーブの一住民の手紙』で自らに課した「特殊利害と一般利害とに共通な一つの道をひらく」⁽⁴⁾という課題に、はじめて明確な回答を与えることになるのであるが、この点は行論との関連で注意を要するところである。というのは、産業者階級の特殊利害の追求が共同利害の実現をもたらすという確信(「真理」)は、本来的には社会の共同利害の管理者として要請されながら、その実非生産者による階級支配の道具・特殊利害実現の手段と化して産業者に敵対している「国家」の統治活動の「有用性」を否定し、さらにこれを解消するための展望⁽⁶⁾(「社会組織構想」)を必然化したからである。換言すればこの確信は、産業者階級が国家に統治を媒介とすることなく、自力で社会の利害を管理しつつ、新たな社会秩序を創造しうる(社会的アナルシーの止揚!)という見通しにみちびくからである。もともと、スミスの「見えざる手」への信頼にもつらなるこうした確信が、産業のダイナミックな運動にたいするオプティミズムに支えられていたことは、想像にかたくなくない。けれども、社会的生産に協働のなかに国家止揚のモメントを見いだしたことは、なんとも卓見といつてよいであろう。

またここには、自主管理論につうずる発想がみられるのであるが、サンシモンの場合には、①産業者階級が自己の階級の内部に統治者とは異質な新しい社会の指導者＝管理者——(「狭義の」産業の首長)および「実証科学者」・「芸術家」という有機的知識人——を生みだしている点、②最高の「能力者」たるかれらが管理中枢の業務を担当すべき点(逆にいえば、社会成員のだけれどもが社会の全般的管理に必要な「能力」を具備しているわけではない点)が

強調され、産業社会では統治関係ではなく「実証的な」能力の差異にもとづく指導・被指導の関係（「管理関係」）が成立するとみなされるであろう。しかしこのことは、産業者の下層を構成する人々が世俗的・精神的エリートによって一方的に指導されるだけの「受動的」な存在とみなされていたということ、意味しない。むしろその逆であつてサン・シモンは『組織者』で、かれらの自己「管理」能力——世俗的には、「秩序・節約・労働愛の習慣」、精神的には、一定度の「教育」と「所有」にたいする「慎慮」*prévoyance*——の成熟を積極的に評価するようになる。⁽⁷⁾ ところがこうした人民に能力者という把握をうらづけにして、「無秩序はいつでも……不労者から生じるのである」、「命令活動（統治活動のこと）」のすべては平穩を維持するのに役立つというよりもむしろ、これを乱す傾向がある⁽¹⁰⁾と断定し、社会的アナルシー発生の究極の責任を「非生産者」・「国家」の側に帰するようになるであろう。

サン・シモンの「産業者階級」についていま一つ留意しなければならないのは、次の点である。すなわち、フランス国民の二五分の二四を包含するとみなされているこの階級は、現実の社会諸階級・諸階層の多様性や対立を捨象して構成されていて、このいみで一つの「可能的階級」として対自化されていたのである。それは、すでに先学が指摘しているように、「事実認識であるよりもむしろ要請⁽¹¹⁾」「觀念的・抽象的なもの」「現実から少し離れたところで、それを意識したまま——むしろ現実を裁断するために——社会的生産力の本来の担い手として構成されたもの⁽¹²⁾」であつた。かれがこのような階級構成をとつたのは、社会的生産に参与している人々は歴史に類例のない利害共同体を形成しうるはずだという見通しをてこにして、「非生産者」（階級）の社会的支配を許している革命後のフランス市民社会の現実を变革し、政治的解放に終つたフランス革命の限界を突破して普遍的人間解放を実現するためであつた。

それでは、サン・シモンの「非生産者」とはいかなる人々であろうか。かれらは、フランス革命とナポレオン体制

の崩壊にもかかわらず、社会の支配者として延命ないしは復活して、政治的優位と社会的な威信・尊敬を独占している人々である。「何も生産しないのにあたかも生産しているかのように消費するのを望む⁽¹³⁾」これらの人々のことを、サン・シモンは、「モンズズメバチ(黄バチ)」とか「寄生者」とか「国民のヒル」とか「無為徒食の所有者」とかというように、必要に応じてさまざまに名付けているが、かれらは要するに「土地所有」「所有としての所有」と「国家(権力)」に寄生するすべての人々——『組織者』までに指示されたものを列挙すれば、貴族・聖職者・諸侯・大臣・参事院議員・知事・郡長・貴族のように暮す所有者(大地主)・金利生活者・軍人・官僚・司法階級(法律家と裁判官)など——であつた。⁽¹⁴⁾したがつて非生産者とは、統治・軍事階級一般(封建的・軍事的階級)のことなのである。そして以上を要約していえば、サン・シモンの社会階級分析は、前節でみた産業と国家のタテの対立関係を市民社会次元における人間の階級的な対立関係としてとらえ直したものであつたのである。つまり、国家—産業の関係は、市民社会内部での非生産者—生産者の関係⁽¹⁵⁾として、パラレルに措定されていたのである。

さて、社会の實在的な力は非生産者—国家の側ではなく産業の中にこそあるという認識は、すでに『産業論』にみられるのであるが、サン・シモンは「国民党ないしは産業党対国民党」でこの命題をさらに具体化しようとする。すなわちかれは、生産者と非生産者の「社会的力」(ないしは社会的実力)の比較を行つて、非生産者の「力」がすでに社会的實在性を喪失しつつあることを、論証しようとする。そしてこの論証を手がかりにして、かれは、社会的力の保有者である、したがつて社会の眞実の担い手である生産者が政治的従属に甘んじていることの不合理を人々に暴露するのである。

サン・シモンは生産者と非生産者の力を六つの力について比較するが、かれがとくに重視したのは「道徳力」force

morale へ「政治能力」capacité politique であつた。

まず「道徳力」についていえば、この力は人間の社会的結合・相互依存を可能にする力、人間の類的生活を保証する力のことを言うのであろう。かれはこの力の判定にキリスト教の道徳原理である「隣人愛」を援用して、こう語る。

「宗教におけると同じように政治においても……一切の道徳は、イエス・キリストが宣明した偉大な原理、すなわち《あなた自身と同じようにあなたの隣人を愛しなさい、他の人にしてもらいたいことを他の人に行ないなさい》という偉大な原理に由来している。」信心ぶかい有徳者もそうでない人もこれを承認している。したがつて問題は、産業者の行なひと非産業者の行なひのいずれがこの道徳の基礎原理に合致するかを知ることに帰着する。産業者の全生活が隣人に役だつように用いられるのは、明らかだ。「かれらは社会の基本的欲求を満足させ、社会に享受をえさせることのできるものの生産に、かれらの時間と資力をささげるからである。」これに対して非産業者の行なひは不道徳である。なぜなら、かれらは「消費はするが少しも生産しない」からであり、かれらは他人を犠牲にして暮らすからであり、「産業者の労働がかれらにえさせる一切の利益を享受しながら、産業者に有用で快適ないかなるものも交換に与えない」からであり、「かれらの隣人がかれらに作つてやるものを隣人のためには作らない」からである。さらに産業者は多くの信用をもつのに、不動産所有者はこれをほとんどもたない。また、産業者は非産業者よりも負債をきちようめに支払う⁽¹⁶⁾。このようにサン・シモンは、産業者が生産と交換において日常的に「隣人愛」を実現していることによつて、「道徳力」が排他的にかれらに帰属すると考える。

次に「政治能力」については、サン・シモンはその比較の基準を「統治能力」すなわち人間が人間を支配する能力ではなく、「管理能力」——個別企業の経営的实践に則していえば財務管理能力、国民的規模でいえば「公正な予算案

の作成」に集約されるところの社会管理能力——に求める。かれが「管理能力」を「政治における第一等の能力」と評価するのは、復古王政の今日では「政府にゆだねられる最大・最重要の権限は市民に課税する権限であつて、この権利から政府の有する一切の権利が派生する」と考えたからであつた。⁽¹⁸⁾そしてこの点に関しても、産業者が非産業者に勝るのは自明であつた。なぜなら「産業者は管理能力を欠けば富むこともかれらの資産を維持することさえできないのに対し、不動産所有者がかれらの資産を維持するには、かれらの収入以上に消費しなければよく、富むためにはかれらの収入を節約するだけでよい」からである。さらに、一八一五年の国家の財政窮迫に際して、必要な資金を調達して国家を救つたのは、「資本の大部分を所有している」非産業者ではなく、産業者——真実の富の所有者——であつたという歴史の経験をひいて、かれは産業者の「管理能力」の優位のうらづけとする。⁽¹⁹⁾こうして「政治能力」においても産業者の優位が不動にされるのであるが、この論証は、生産の主体Ⅱ社会の主体たる産業者が政治(本来的には社会の共同利害の管理・指導)の主体たるべきことの論証として、かれの国家批判の枢軸となるであろう。

「道徳力」と「政治能力」はサン・シモンの社会的力の核心をなしていた。しかしサン・シモンの社会的力の概念は多義的であつて、かれはこれら以外にも産業者の側にさらに四つの優れた力があると考えた。すなわち、産業者は、国民の圧倒的多数を占めるから「物理力(物質力)」force physique において、産業者には学者と芸術家が属しているから「論理(推理)の力」force du raisonnement と「想像力」imagination において、節約で富を蓄積するから「金銭力」force pécuniaire で、非産業者に優越するのである。⁽²⁰⁾

こうして、文明に由来する一切の力、社会の実在的な力のすべてに関して、産業者が非産業者に決定的に勝ることが論証された。これに対して非産業者は、「国民が旧体制のもとでなじんでいた誤れる習慣」・「迷信」や「裁判官の買

收」・「官吏の墮落」や「自分の行なう活動を検討することなく権力の僕となっている軍人の愛国心の欠如」から、これらの力のすべてをひきだすのである。⁽²¹⁾つまり、このような非生産者の力の源泉は、かれらの統治活動が市民社会の實在的な力に依拠していないことを教えている。したがって、復古王政の今日では、一方で封建的・軍事的階級の社会的力は衰弱し、すでにその實在性を喪失しつつあり、他方で産業者の社会的力は日ましに増大していて、両階級の力関係が全く逆転していることがわかる。ところが現実の社会関係はこのダイナミックな力の変動に逆転に適合せず、非生産者をいまだに社会の頂点においている。とりわけ産業者がすでに「第一等の政治能力」すなわち社会「管理能力」を保有しているのは明白なのに、かれらは政治的従属に甘んじ、非生産者が社会の指導を掌握している。そこでかれはこう述べたのである。

「貴族・貴族のように暮らす所有者・高い位の聖職者・高い位の司法官・高い階級の軍人が、公の事柄すなわち政治の大部分を占めている。実行の産業者・指導の産業者・芸術家・学者はそれらのごくわずかしか占めていない。⁽²²⁾」

「ずっと以前から生産者はかれらにもっとも有利でありうる社会秩序を樹立するために必要なすべての力をもっている。というのは、産業が一定の発展をとげていらい、生産者は生産者でない消費者にたいして、物理的・道德的のすべての点からみて非常に顕著な力の優越をもっているからである。にもかかわらず、生産者はかれらが力においてかれら「非生産者」より非常に勝るのに、これまで政府の手中の道具にすぎなかったし、貴族・軍人・法律家のための乳牛にすぎなかった。」⁽²³⁾

この事実はサン・シモンにとって背理であって、かれはこれを「異常な事実」⁽²⁴⁾と名付ける。そしてこうした背理の生じた原因を、①「かれら「生産者」にもっともふさわしい事物の秩序を構成しようという意志」の欠如と②かれら

の「政治的知識」の欠如すなわち、「かれらにふさわしい政治体制についての明晰な観念」と「貴族の党派にたいしてかれらの努力を結びつける手段」(階級闘争の手段)についての知識の欠如に見いだす。⁽²⁵⁾ サン・シモンは、市民社会における生産者と非生産者の社会関係の「異常性」とその原因——生産者の政治的受動性・無気力と政治的無知——をこう指摘したうえで、ふたたび国家に上向していくのである。

『組織者』のいわゆる「サン・シモンの寓話」(以下「寓話」と略称)で、サン・シモンが現存の社会組織の「不完全さ」と「顛倒性」を、人々の関心をひきつけないではおかないようなセンセーショナルな表現で暴露しようようになるためには、以上にみたような回り道が必要としたのであった。そしてこの「寓話」においてはじめて、かれは国家Ⅱ統治活動の止揚(ないしは解消)を目的意識的に志向する理論的作業の途だったのであった。そこでかれの語ったところを原典に則して再現しておくことにしよう。

かれは最初に次の仮定を行なう。

フランスが突然に「科学と美術と工芸における最も有能な人物」⁽²⁷⁾ 三千人を失ったと仮定しよう。かれらは「最も本質的に生産的」で、「最も重要な生産物を与え」、「国民にとつて最も有用な仕事を指導する人々」であり、「科学・美術・工芸において国民を生産的ならしめる人々」であるから、真に「フランス社会の華」・国民の「頭脳」・「国の文明と繁栄を最も促進せしめる人々」である。それ故かれらの喪失によって、フランス国民は「魂のない肉体」となり諸国民に従属してしまふであらう。

これに対して、フランスが「国家の最も重要な名士」⁽²⁸⁾ 三万人を一日で失ったと仮定してみよう。この喪失はフラン

ス人を悲しませるかもしれないが、それによってなんらの「政治的な損害」も結果しないであろう。かれらの空席を埋めるのは「きわめて容易」だからである。王弟の職務を立派にはたすことのできるフランス人はいくらでもいるし、多くのフランス人は諸公夫人に劣らず立派な公爵夫人たりうるだろう。宮廷の控の間でかれらにとってかわるうと待ち構えている廷臣や軍人は数多いし、多くの「商業使用人」は國務大臣くらいの価値はあるし、知事や郡長に勝る行政官にもこと欠かない。「貴族のように暮らしている」所有者についていえば、かれらの後継者はサロンで名声を確保するのになんらの修業も必要としないであろう。

フランスの繁栄は科学・美術・工芸の進歩に依存している。しかるに非生産者はこれらの進歩を妨げ、「実証的な知識にたいする臆測的な理論の優越をながびかせる」ことに努めている。かれらはまた、科学者・芸術家・アルチザン〔狭義の産業者〕が当然うけるべき最高の尊敬を奪いと取り、「国民が支払う租税のなかから、俸給、年金、賞与、補償等々の名義で、国民にとって無用な自分たちの仕事の支払いのために、三億ないし四億の金額を毎年天引きする。」以上の仮定は「第一に」、「社会組織がほとんど完全なものとなっていないということ、人々はまだ暴力と策略によってむざむざと搾取されているということ、そして人類は、政治的にいえば、なお不道徳の境に沈淪しているということ」をはっきりと説明する。

なぜなら――

科学者・芸術家・アルチザンが「多かれ少なかれ無能な旧習墨守の徒」の下位におかれているからであり、非生産者がかれらの享受する優位を占めているのは、概して「出生の偶然や、へつらいや、陰謀や、他のあまり感心できない行為のおかげにすぎない」からであり、

公務にあたる人々が「毎年租税の半分を自分たちのあいだで分け合い、しかも個人的にわが物にしない租税の三分の一をも、これを被治者に有用な工合には使わない」からである。

右の仮定はさらに「第二に」、「現在の社会が真に顛倒した世界であることを知らせる。」

なぜなら――

「貧民は金持にたいして物惜しみしない者でなければならぬということ、したがって最も生活に困っている者たちが毎日その必要とするものの一部をさいて、大所有者たちのあり余るほど持っているものをふやしてやるということ」を、国民が「根本原理」として承認しているからであり、

「最大の罪人たち、一般的な泥棒たち、すなわち市民の全体を搾取して *exploiter*、市民から毎年三億ないし四億の金額をとりあげる連中が、社会にたいするちっほけな軽罪を罰せしめる役目をおびている」からであり、

「無知と迷信と怠惰と金のかかる享楽趣味とが、社会の最高の首長たちの持ち前であり、有能でつましく勤勉な人々は、下っばとしてしか、そして道具としてしか用いられない」からであり、

一言にしていえば、「あらゆる種類の仕事において、無能な人々が有能な人々を指導する役目を帯びているからであり、徳性の点では、最も不道徳な人々が市民を陶冶して徳に至らしめる役を仰せつかっているからであり、そして配分的正義 *justice distributive* の点では、大罪人どもがちっほけな軽犯罪人の過失を罰するべく任ぜられているからである。」⁽²⁶⁾

このように、「寓話」は現体制下における生産者の「政治」(社会の管理)からの総体的疎外と統治階級によるかれ

ら全体の「搾取」の状況を、民衆に膾炙しうる表現でもってあますところなく描きだし、社会組織の「不完全さ」と「顛倒性」を人々の頭脳にやきつける。このことは、「寓話」の真のねらいが特権階級の「無能」と「無益さ」を指摘して国家の前近代性を糾弾することにあつたのではなく、統治関係に⁽³⁰⁾しめされる社会と国家の顛倒した関係、あるいは統治活動を第一義的な活動たらしめていた社会組織の顛倒性を暴露する点にあつたことを意味していた。さらにいえば、サン・シモンにとっては、こうした社会組織を支えるイデオロギー＝政治原理（かれの言によれば、国民の「根本原理」）つまり「統治」の物神化が問題だつたのである。そしてこのいみで、かれは「寓話」において、「生産的ではあるが、有用な分業労働の提供者⁽³¹⁾」というアダム・スミスの近代国家観をどう止揚するかという新たな難題に直面していたのであつた。

かれは「寓話」のねらいが誤解されたり悪用されたりして、人々の間に無用の混乱が生じるのを恐れるかのように「寓話」に弁明してこう語っている。

「わたしは現在の諸制度が被治者によって獲得された知識に全くおかれていて、そしてそれらが事実公衆の物笑いの対象と……なるに値していることを証明することからはじめなければなりません。」「こういう問題を論ずるには」たしかに「原理にもとづいてしか推理」しえなかつたでありましょう。しかしこのやり方では、わたしは必然的に抽象的（思弁的）で・冷やかになつてしまつたでありましょうし、「わたしが可能なかぎり浮彫りにしなければならなかつた——原文）真理」をごく少数の者にしか理解させえなかつたでありましょう。

「同胞諸君、一方では、統治者の原理に対立する諸原理にのつとつて被治者の能力ならびにかれらが公の事柄にたいてはなすサービスの有用性を、他方で、政府の地位の選出方法やこれらの平面が要求する能力やそれらを占める人

々がなすサービスマンやを、対照的に提示するようわたしを決心せしめた事情は以上のとおりであります。しかしわたしは、諸公の美德と才能も大臣の才能も他の公僕(官僚)の能力をもけなすつもりは少しもなかったことを、はっきりと表明いたします。わたしが攻撃しようと欲したのは制度 institution のみであります。さいごにわたしは、わたしが述べた二つの重大な事実——一つは社会がまだ不道德のなかに沈淪していること、他の一つは現在の社会組織が顛倒した世界からなりたっていること——を明々白々ならしめることを目ざしました。⁽³⁵⁾

「重大な政治の真理、現在の状況のなかでそれを注視するのが重要である唯一の真理は、実証的な仕事に従事する人々を指導する責に任せられるのが臆測の学を修めるのに多かれ少なかれ成功した人々であるということ、前者に国民的な報酬を配分する責にあたるのが後者であるということ、前者をして従わず決して認めない道に導く責に任せられるのが後者であるということ、であります。このことが統治者をして、《わたしがあなた方に言うことをしなさい、わたしがすることをなすようによく注意しなさい》と説く伝導師の立場においてるのでありますし、このことが社会をして、太陽の光線を反射する鏡が光源である、要するに太陽を照らすのが月であることを承認した場合と同じく、虚疑の推理の方向においてるのであります。⁽³⁶⁾」

みられるように、ここでサン・シモンは「統治者の原理」そのものを対自化し、かれの攻撃の目標が統治者個人の人格にはなく「制度」だけにあることを明言する。しかもそれにとどまらず、統治者が生産者を指導するという統治の原理にもとづいて行動するかぎり、太陽を照らすのが月であると考える場合と同じように、統治活動Ⅱ国家が社会を規定するという市民的人間の顛倒した社会像・虚疑意識(国家物神)が不可避化されることを教えるのである。いかえればこれは、国家の自立性の完全な否定であつた。⁽³⁵⁾したがって、サン・シモンは『組織者』においてはじめて、

夜警国家論にはらまれる自己矛盾から脱脚して、近代国家に政治的国家の止揚という新しい問題を提起したのであった。本章第一節Bでみたように、サンシーモンが社会秩序の維持を第一義的とみなす夜警国家論の絶対視・永遠化を否定しつつ、現体制に外在的な立場から新しい社会体制の必要を説いたのは、実はこの問題を鋭く自覚していたからであった。ところで、この新たな難題を解決するためには、市民社会と国家（の対立）という自由主義の伝統的シエーマ（二元論）を放棄して、国家をみずからの「統括者」として疎外せざるをえない市民社会そのものを対自化しつつ、この社会の自然成長性に無政府性を止揚しうる新しい有機的な社会のヴィジョンを提示する必要があった。「経済学批判」の不十分さのためにサンシーモンがこの課題に十全に答えたとはいえないが、かれは「産業アソシアシオンの理論」⁽³⁶⁾（アンサー）によって——市民的論理を純化する方向で——かれなりにこの難題に答えようとしたのである。つまり、かれは、産業を国民的「アソシアシオン」たらしめることによって、市民社会の自然成長性を止揚し、「産業」のダイナミックな運動の展開のなかに政治的国家の自立性を解消しようとした。あるいはこの運動のなかで社会と国家の「顛倒」した関係を「顛倒」しようとしたのである。そして、こうした社会に新しい社会組織・社会体制のヴィジョンが確立されたのも、同じく『組織者』においてであった。否むしろ、こうしたヴィジョンが本書で確立されていたからこそ、かれには近代国家の原理的批判が可能になったのであった。しかしかれのアソシアシオン論については次章にゆだねることにして、本章では最後に、節をあらためて、サンシーモンの近代国家観の原理的批判の概略をあとづけ、本章、第一節の問題提起の意味を再確認することにしよう。

(注)

(1) 広田明「サンシーモンの未来社会論(上)」、前掲、第三節。

サンシーモンの社会組織思想における市民社会と国家(一)

- (2) *L'industrie*, t. IV (1818), XIX, pp. 168-9.
- (3) *Ibid.*, p. 170.
- (4) *Lettres d'un habitant de Genève à ses contemporains*, XV, pp. 43-4 note. 大塚訳、八一ページ。
- (5) この確信はサンシーシモンの現実認識そのものというよりも、かれの現実変革即ち社会解放論のヴィジョンの表白とみなしたほうがよいと思われる。また、こうした発想を「ヘーゲル国法論批判」のマルクスが共有していたことに注意。すなわちマルクスは、「特殊の利害が現実に普遍の利害となる」ことによって、「市民社会の国家」としての職業団体が崩壊し、この崩壊によって、「国家の市民社会」としての「官僚制」の崩壊が可能になると見通したのであった。(『マルクス・エンゲルス全集』前掲、第一巻、二八四・二八一ページ)。山中隆次『初期マルクスの思想形成』前掲、一〇六ページ。山中氏はここでのマルクスがフォイエルバッハの「有限→無限という現実的人間主義の立場」を継承したと評価されている(同書、一〇六ページ)。初期マルクスの思想形成にみられる「国家から市民社会への移行」(同書、一一ページ)におけるフォイエルバッハの人間主義の媒介的役割を否定するつもりはないが、ヘーゲル→フォイエルバッハの線だけから、こうした発想ないしはヴィジョンが生まれえたのかどうかについては、わたしは若干の疑問を感じている。
- (6) 山中氏がマルクスの「民主制」論に則して用いられている表現を借用させていただけば、「特殊利害→普遍利害という下からの道すじ」(同右、一〇七ページ注10)を通しての、国家即ち統治関係の止場の展望。サンシーシモンのこの展望は、ルソーが政治的共同体の形成という形で希求したブルジョワ(利己的個人)のシトワイアン(公民)化(『社会契約論』、第二篇第七章を参照)を、市民社会をベースにして(しかも政治的人格という疎外された形においてではなく)実現しようという見通しに支えられているのであるから、マルクス「ユダヤ人問題によせて」(第一論文)末尾の周知のルソー批判(『マルクス・エンゲルス全集』一巻、四〇六ページ)に接合しよう。山中、同右、一五二二ページを参照。
- (7) *L'organisateur* (1819-20), XX, pp. 143-147. ここでサンシーシモンは、人民の「所有にたいする慎慮」の例証として、一七九四年の大飢饉に際して多数の死亡者を出しながらも(分割地)所有が尊重され社会的平穩が守られたことをあげ、これを非常に高く評価しながら、フランス国民はもはや統治される必要はないと判断する。Cf. *De l'organisation sociale* (1825), XXXIX, pp. 118-9. サンシーシモンがフランス革命の遺産のうち、肯定的に評価するのは、封建的諸権利の廃止、分割地所有の成立、製造業と商業における管理者層の断絶即ち転換である。なお、念のために付言しておけば、サンシーシモンの

て、吉田静一氏(『フランス革命における経済思想の原型』、『人文学報』、八号、一九五八年)と河野健二氏によって開拓された、コンディヤック→J・B・セー→トラシーの系列の経済思想研究が、その後十分に深化されていないのは、大変に残念なことである。なお、トラシー、カバニス、シエース、コンドルセらを代表者とするいわゆる「イデオログ」の哲学思想(認識論・科学方法論・社会科学観)と社会思想(政治思想と教育思想)については、上山春平「哲学思想」(桑原武男編『フランス革命の研究』、岩波書店、一九五九年、第五章、を参照。またシエースの市民社会像については遠藤輝明「フランス革命史研究の再検討」(岡田与好編『近代革命の研究』、東京大学出版会、一九七三年、上巻所収)を参照。戦後のフランス革命史研究の問題意識と視座の変遷(反封建視座から資本主義発達史の視座への転換)とそれによって生じた問題点をあつげたいうえで、本来的には小生産者の理想社会として描かれた市民社会の理念をフランスの社会・経済史分析の中に生かそうとされている遠藤氏のシエース像は、フランス的な市民社会論の「原型」を考えるうえで、一つの手がかりとなる。本章、第五節注(4)を参照。

(16) *Le parti national ou industriel comparé au parti anti-national* (1819), XIX, pp. 197.

(17) 『産業論』第二巻では、復古王政初頭の国家の財政窮迫が産業者による「公債」の発行によって打開されたという事実をうらづけとして、「統治能力」についてこう言われている。「これまでは政府が財政の体系を構想し、その予算(案)を作っていた。政府は政治能力が排他的に自分に属するとみなしていた」が、窮境のなかにあつて「被治者が統治者とは別個にみずから行動の準則を示し合い、自分たちの指導者にかれらがたどらねばならない唯一の道を指示するのがみられる時、統治能力が統治者にあるという偏見はこれからどうなるであろうか?」(*L'industrie*, XVII, pp. 195-6) このように本書では「統治能力」にまつわる人々の「偏見」に疑問がなげかけられているにとどまるのであるが、『組織者』になると「組織思想の深化を背後にひめて」、サン・シモンの能力論と現体制下に要求される統治能力——暴力と策略のための能力——との異質性・対立が強調され、現体制下で「無能」であることは、サン・シモンの(管理)能力にとって「非常に好ましいことである」と論断されている。*L'organisateur*, XX, p. 200 note 1.

(18) *Le parti national ou industriel comparé au parti anti-national*, XIX, pp. 200-201.

(19) *Ibid.*, pp. 201-202, 199-200. Cf. *L'industrie*, XVIII, pp. 191-5.

(20) *Le parti national ou industriel comparé au parti anti-national*, XIX, pp. 205-6. 以上にみたような「力」の論理は

サンシーモンの単なる思いつきではなかった。それは、『産業体制論』で再現されたあと、さらに『産業者の教理問答』でも再確認されている。たとえば、次の指摘をみよう。「産業者は国民の二五分の二四より成りたっている。だからかれらは物産力について優越をもっている。一切の富を生産するのはかれらである。だからかれらは金銭力をもっている。かれらは知性の点でも優越する。なぜならかれらの企画こそ、公共の繁栄にもっとも直接に寄与しているからである。さいごに、かれらは国民の金銭的利益をもっとも正しく管理できるのであるから、人の道徳も神の道徳も、かれらのうちで最も重要な人々に、財政の管理を要請する。」*Catechisme des industriels* (1823), XXXVII, p. 13. 高木訳、七〇一頁。

(21) *Le parti national ou industriel comparé au parti anti-national*, XIX, p. 206.

(22) *Sur la querelle des abeilles et des frelons, ou sur la situation respective des producteurs et des consommateurs non producteurs* (1819), XIX, p. 214.

(23) *Ibid.*, pp. 232-3.

(24) *Ibid.*, pp. 214 et 233.

(25) *Ibid.*, p. 233.

(26) 原題は「組織者の第一の抜粹」。『サンシーモン・アンファンタン全集』の編者によれば、この部分は「サンシーモンの寓話」と題してオランダ・ロドリークによって一八三二年に単独出版され、その後も一八四八年まで数回版を重ねた。四八年版は、「ある死者の寓話」と題されている。*L'organisateur*, XX, p. 25 note 1.

(27) やや繁雑になるが、サンシーモンの社会的分業認識を示すものとして興味深いので、指示されているものを全部列挙しておくことにしたい（分類は引用者による）。生産者（の指導者）は、主として次の人々からなる。

学者（物理学者・化学者・生理学者・数学者。芸術家（詩人・画家・彫刻家・音楽家・文学者。技師〔技術者〕（機械技師・土木技師・軍事技師・砲手・建築家・時計師・水夫）。医者（内科医・外科医）と薬剤師。銀行家、商人、耕作者、製造業従事者（ラシヤ織物業者・綿織物業者・絹織物業者・麻織物業者・武器製造者・鍛冶師・皮なめし工・染物師・陶磁器製造者・クリスタルとガラス器具製造者、船舶構築者）。坑夫、運送業者、印刷業者と版刻師、金銀細工師などの金属加工師。独立の職人（石工・大工・指物師・蹄鉄工・錠前師・庖丁師・鋳物師）など。

(28) 王弟殿下、アングレーム公爵、ペリー公爵（注29を参照）、オルレアン公爵、ブルボン公爵とその夫人達。さらに、君側

の高官、有任所あるいは無任所国務大臣、参事院議員、参事院請願委員、元帥、枢機卿、大司教、司教、大助祭、僧会員、知事および部長、各省職員、裁判長のすべて。そして貴族のような暮らしをしている所有者中の最も富裕な一万人。これらが支配階級の頂点を形づくめる人々である。

(29) *L'organisateur*, XX, pp. 17-26. 大塚訳、九五—一〇二ページ。「寓話」の社会的反響について。サン・シモンが「寓話」によって起訴されたのは周知のことに属するが、マニエールがこの事件についてくわしい考証を行っているので、ここに紹介しておく。Frank E. Manuel; *The new world of Henri Saint-Simon*, Cambridge (Mass.), 1956, pp. 212-214.

① 一八一九年二月に、「寓話」は二度再版され、公衆の関心をひきおこした。このため警察の注目するところとなり、二〇年一月八日出版社が搜索され、同時にサン・シモンは起訴された。パリ Assizes 法廷での裁判決定。② 二〇年二月三日、裁判行なわれる。サン・シモンはこの裁判に欠席したが、三ヶ月の投獄と罪金五〇フラン、訴訟費用の支払いが判決された。ただし被告には陪審裁判 jury trial に訴える権利が留保された。ところが、二月一三日に王位継承者ペリー公爵暗殺事件(犯人は Louvel なる人物。この事件は復古王政の反動化を決定的ならしめた)が突発し、この事件と「寓話」との因果関係がとりざたされるようになり、サン・シモン訴訟は予期せざる重大性をおびることになった(暗殺事件以前には、訴訟はブルボン朝にたいする単なる言論上の不敬とみなされていた)というのは、「寓話」の中でサン・シモンは、ペリー公の「突然の逝去」の可能性を名ざして仮定していたからである。そこでサン・シモンは、急ぎよ『組織者』の第一四書簡を公けにして、一方では暗殺者を批判しつつ、他方でこの事件を口実とする政府の言論・出版の自由制限を批判した。同時にかかれは、陪審員あてに四通の手紙 (*Lettres de Henri de Saint-Simon à messieurs les jurés*, O. S. T. VI, pp. 399-433) を書き、その中で自説を撤回することを拒否するだけでなく、産業者と国王(ブルボン君主)との同盟による「新しい体制」樹立の必要を力説した。③ 三月二〇陪審裁判。裁判での争点は、サン・シモンが反ブルボン朝の人物であるか否かにあった。弁護士 Legoux はサン・シモンの思想の「平和的・現状維持的」性格を強調。また、サン・シモンの説く「革命」についても、その平和的性格が強調された。さらに、サン・シモンの親ブルボン朝的性格をうらづけるために、国民公会下での投獄やナポレオン帝政末期のナポレオン批判の手紙の事例が、指摘された (Cf. Georges Weil, *Un précurseur du socialisme, Saint-Simon et son oeuvre*, Paris, 1894, p. 72 note 1)。④ 一日半の後、サン・シモンは不敬罪を犯していないという判決が下されたので、検察側はこんどは「陪審員諸氏へのアンリ・サン・シモンの手紙」をたてにこつてサン・シ

モンの有罪を主張。この場合、有罪の論拠は、「手紙」のなかに「立憲君主政原理の批判」がみいだされるといふところにあつた。檢察側はこの立憲君主政批判とルヴェルの暗殺とが関連をもつと主張する。これにたいしてサン・シモンは、「ルヴェルの行動との関連を否定し、かれはあくまでも「ブルボン朝の友」である」と説いた。しかし、檢察側はあくまでもサン・シモンの有罪を主張。この結果、さきの無罪判決はくつがえされ、裁判の差し戻しが決定された。しかし予審判事のところで、この訴訟事件は立消えになつた（立消えの理由については、マニユエルは何も述べていない）。⑥訴訟事件の顛末。裁判は短期間の間に、サン・シモンが長いこと求めてえられなかつた世人の注目をひくことを可能にした。パリの大部分の新聞が裁判の間詳細な報道をおこなつた。自由主義の機関紙 *Le censur européen* は、一八二〇年三月二〇日号で、檢察官を攻撃し、サン・シモンの思想のなかに新しいものは何もないと論評しているが、この論評はサン・シモンにとつて、「敵の罵倒的な告発」よりもずっと不愉快に思われたことであらう。

- (30) 坂本慶一氏はサン・シモンの「顛倒した世界」の認識によせて、これを「封建遺制に対する産業者の経済的・政治的従属を単に対比的に示したもの」、サン・シモンは「産業者の疎外状況を封建遺制との対決をとうしてとらえた」(傍点は引用者)と評価されている(『マルクス主義とユートピア』、前掲、八五―六ページ)が、「寓話」のサン・シモンにとつて第一義的な問題は近代社会における市民社会と国家との顛倒した関係に起因するところの抑圧的な人間関係と顛倒した価値意識の解消であつた(私見の論拠については、本節の以下の部分と次節を参照)。いうまでもなく、復古王政期の国家権力機構の中枢には「封建遺制」に属する人々(旧特権階級。但しかれらだけではない)が位置していたのであつたが、サン・シモンはこの現実のみに視界を制約されてはいない。このことは、初期のマルクスが前近代的なドイツ国家のみに目を奪われなかつたことと好一対をなしている。サン・シモンにおいても、マルクスにおいても、国家の前近代性の批判(と克服)は、近代国家批判の高みから行なわれてゐる。 Cf. P. Ansart, *Sociologie de Saint-Simon*, op. cit., pp. 131-2.

(31) 本章、第三節注(7)を参照。

(32) サン・シモンのこの心配は現実のものとなつたが、結果として、「寓話」はかれに有利に作用した。本節注(29)を参照。

(33) *L'organisateur*, XX, pp. 33-4. 「顛倒した世界」といふ表現は *Ibid.*, p. 216 以下の *De l'organisation sociale*, XXXIX, p. 158 にもみられる。

(34) *Ibid.*, p. 34.

(35) Cf. Pierre Ansart; *Sur la théorie des déterminismes sociaux chez Marx*, op. cit., p. 346.

(36) 序論(注(35)・(42)を参照)。

五 近代国家観の批判

サンシーシモンが近代国家についてもっとも総括的に論じたのは、『組織者』の「第一一書簡」に挿入された「社会組織理論にかんするわたしの著作の第二の抜粋」(以下「第二の抜粋」と略称)においてである。この抜粋は、さきにもた「寓話」(原題は「組織者の第一の抜粋」)の問題をまさしく「原理にもとづいて推理」(六九ページ参照)した作品とみなされるのであって、「寓話」の議論の原理的補完・再構成であると同時に展開であった。本章、第一節Bで示した夜警国家論の批判も、このなかに収められている。そこで本節では、この「抜粋」の統治論に則してかれの国家論¹⁾に近代国家観の批判をみることにしたい。

「統治者はこれまで国民を世襲財産とみなしてきた。かれらの政治的結合(計画) *combinaisons politiques* のすべては、本質的にこの財産を搾取(利用)する *exploiter* か、あるいは大きくするのを目的とした。これらの結合のうちたまたま被治者に利益になったものでさえ、ほんとうは、統治者によってかれらの所有(財産)をより生産的にするあるいはより強固にする手段としてしか考えられなかった。これらの結合から結果した諸利益は、人民によってさえ、統治者の義務ではなくかれらの慈善とみなされたのである。」たしかに文明の進歩はこうした事態を修正したが、「統治活動の本性」は変わらなかった。なぜなら「国王は聖なる権利によって人民の生まれながらの所有者である

という古い原理」は、少なくとも「理論上」根本原理として承認されているからである。その証拠には、「それを反駁するための一切の企ては、法によって、社会秩序にたいする侵犯として扱われる」のである。⁽²⁾

にもかかわらず他方で、「新しい政治の一般原理が被治者によって定立された。統治者は社会の管理者 *administrateur* にすぎず、かれらは被治者の利害と意志にしたがって社会を指導しなければならないということ、一言にしていえば、国民の幸福が社会組織の唯一にして排他的な目的であるということが、承認された。この原理は統治者によって採用された、あるいは少なくともそれはすでにかれらによって古い原理と競合しながら承認された。すなわち統治者は、自分を生まれながらの管理者 *administrateur-né* とみなしながらも、右の意味で管理しなければならぬことを、承認したのである。」この原理の樹立は新しい政治体制の組織化へ向けての重要な歩みである。しかしそれは、いまだに、「修正的原理」*principe modificateur*にとどまって、「指導原理」*principe dirigeant*でないのを、認めざるをえない。「このことは、この原理があまりにあいまいすぎて実際には社会秩序の基礎および出発点になりえないという(3)ことに、起因している。」

『組織者』の「第二の抜粋」の冒頭部分で、統治者に対抗して被治者の定立した「新しい政治原理」——啓蒙主義的市民国家形成原理——の社会組織原理としての不十分さ・「あいまいさ」をこう批判するサン・シモンにあっては、「統治」は①本来的には「社会の共同利害（一般利害）の管理・指導」でありながら、②この管理・指導が現実には国家を媒介とする「人間による人間の支配」に転化されたものと理解されている。（ただし念のために付言しておけば、かれは時に①の意味で統治の概念を用いることがある。）そして近代国家観との関連でいえば、サン・シモンは、近代政治理論が「社会の共同利害の管理・指導」の「人間による人間の支配」への転化を原理的に許容している点を

とくに批判するのである。では、なぜ近代政治理論においては右の転化が不避化されるのだろうか。

それは、近代統治論においては、被治者（産業者）が統治者（非産業者）に、自己の社会権・共同利害の管理・指導を「ゆだねること」(laisser, charger, abandonner, confier)——より概念的に明確化していえば、譲渡・委任——が、原理的に承認されているからだ、とサン・シモンは考えた。つまり、かれは *aliéner, aliénation* の概念を用いてはいないが、被治者の統治者への「政治的疎外」（社会の「自己喪失」）を問題にしていたのであって、この「疎外」のために、社会の共同利害の管理・指導が生産社会（被治者）の手をはなれて自立化し、国家（統治者）において「統治」として具現されて、「人間による人間の支配」に転化されると考えたのである。このいみで、サン・シモンにとって、統治とは、なによりも社会の一般的指導の疎外された形態、いふなれば「政治的疎外態」であった。

サン・シモンが「統治」を「疎外態」として把握しえたということは、歴史的には、フランス革命を画期とする市民社会と政治的国家の分離Ⅱ二重化という一九世紀的な現実（既述）に対応していたのであるが、この把握は、思想的には、近代自然法思想——イギリス経験論とフランス啓蒙主義——の市民国家形成論に共通の了解事項にラディカルな反省を迫るものであった。なぜなら近代自然法思想の国家形成原理においては、国家は「市民政府」として、あくまでも市民社会との接合関係（未分離の一体性）において、つまり国家が政治的国家という（市民社会に外在的な）「疎外態」に転化されざるものとして、措定されていたからである。もともと、ロックの『市民政府論』にみられるような、人民の政府廃止権の承認は、政府が人民の自然権——人格と所有——の保証という政治社会Ⅱ市民社会設立の「目的」に違反する場合もあることを十分に予測したものである。しかも、ロックの市民国家は、右の社会契約の「目的」によってその活動の範囲と方向を明確に制約された合理的なものは理性的存在として要請されている（『市

『民政論』第十三章)のだから、市民政治原理の「あいまいさ」にかかわるサン・シモンの批判はかなり大ざっぱであるといわなければならない。しかしながら、近代自然法思想にあつては、政府の設立あるいは統治関係の設定そのものが結合契約すなわち政治社会Ⅱ市民社会形成の不可欠のモメントとして前提されているために、本来的には社会の自己保存の「手段」であるはずの政治権力の自立化・肥大化・顛倒をくいとめるための理論的配慮が乏しいし、まして市民社会と国家との分離Ⅱ二重化(による両者の二律背反)を止揚するための社会組織理論の構築はなされていないといわざるをえない⁽⁴⁾。このいみで、近代自然法的社会形成論による場合には、「統治」という名の「人間による人間の合法的支配」、換言すれば国家による社会の「搾取」が不可避化されるのである⁽⁵⁾。

サン・シモンが、さきの引用にみたように、啓蒙主義の政治原理が「修正的原理」にすぎないと論断した時、かれの念頭にあつたのは、啓蒙理論によつては「疎外態」としての「統治」に体现される市民社会と国家の顛倒した関係を止揚しえないという確信だつたと思われる。この場合かれの立論Ⅱ批判のポイントは、啓蒙政治理論が「国民の幸福⁽⁶⁾」という「あいまいな目的」を社会組織の「唯一の排他的な目的」として定立したという点にあつた。この点は特に留意すべきところである。というのは、この点をこにしてかれは、「統治」したがって近代国家のありようをさらにこう批判するからである。

「事物の現状においては、統治の永久不変にして唯一の義務が社会の幸福に努めることであるといふのは承認されている。」しかし社会にとつて幸福の手段が何であるか(どうすれば社会が幸福になれるか)については、これまで世論はなにも述べなかつた。その結果全く必然的に、「社会の一般の指導が統治者の恣意的な *arbitraire* 決定に全面的にゆだねられて être abandonnée しまつた。なんらかの手段によつて統治者に命ずることなく、われわれを幸福に

してくれ』とかれらに言うのは、われわれの幸福のためにかれらがなすべきことを想像する役目（機能）と同時に、それを実行する役目を不可避的にかれらにゆだねる *Laisser* ということであり、したがってわれわれ自らできるだけで完全にかれらの意のままになるということなのである。⁽⁷⁾つまり、啓蒙理論におけるように、社会組織の目的が「あいまい」である限り、どうすれば社会的幸福が実現されるのか（目的に適合的な手段の選択）は不問に付され、結果として国家の自立化が不可避になる、とサンシーシモンは判断するのである。

社会のための繁栄の一般的手段についての考えを確固不動におかないで、「社会が統治者に自分を幸福にしてくれるようあいまいに命じるだけに甘んじる限り、もっとも一般的・もっとも本質的な点からみて、専制（恣意）*arbitraire* が君臨するのは必然的であろう。というのは統治者は、与えられた方向に社会を導くというかれら本来の役目とともに、全く別の重大な役目、「社会の」方向を決定するという役目を兼任することになるであろうから。」⁽⁸⁾だから、「国家の」専制が「廃棄」されなかったといつて（人々が）驚くのはおかしいし、このことで統治者だけを非難すべきでもない。なぜなら「統治者が最良の意図で鼓舞されさえしていると仮定しても、社会がアソシアシオンの実証的な目的を与えられない限り、専制はいつでも存続しなければならなかったからである。」⁽⁹⁾これがアソシアシオン論に立脚するサンシーシモンの近代国家のあり方にたいする批判の概略であるが、かれはこれを結論して次のように断定するのである。「政治体制が社会の繁栄を明瞭に目ざさない時には、秩序を維持するために巨大な統治器官（支配装置）*appareil de gouvernement* を必要とする。なぜならその時には、「統治に不満をもつ」大衆を樹立された秩序の敵とみなさざるをえないからである。」⁽¹⁰⁾

このようにサンシーシモンにとつて、国家の自立化、市民社会と国家の顛倒した関係を必然化する先行の国家理論の

限界を克服するための「鍵」は、社会組織が「アソシアシオンの実証的な目的」——その具体的内容については第二章を参照——を定立することにあつた。この視点は、近代自然法的国家の批判についてだけでなく、夜警国家論の批判についても貫かれてゐる。すなわちかれは、「社会組織が今後とるべき目的についてわれわれのなした要約的な説明のなかに、われわれが秩序の維持をふくめなかつたのは、秩序の維持は社会がなんらかの事業に専念しうるためにはまさしく根本的な条件であるが、社会の目的とはみなされえないだろうからである。」(傍点は引用者)と述べて夜警国家論の批判に着手するのである。かれの批判そのものについてはすでにみた(本章、第一節Bを参照)。この場合かれの批判の力点は、夜警国家論は現体制の枠内で(反社会的な行動から)市民社会を保全するために有効だがこの理論を絶対化してはいけないこと、つまりこの理論は人々が別の新しい政治体制の構想を欠く限りでしか存続しない、という点におかれていた。これをわれわれの言葉で表現すれば、夜警国家論が「秩序の維持」の第一義性(自己目的化)を主張する以上、この理論によっては国家の自立化を阻止しえない、あるいはこの理論にはらまれる「自己矛盾」(本章、第三節参照)を解決できない、とサン・シモンは考えたのである。それでは新しい社会体制のもとでは、「秩序の維持」そのものはどうなるのであろうか。かれは、「秩序の維持」機能が「主要な(第一義的な)機能たりうるのは、アソシアシオンが目的を持たない限りでしかない」と答える。⁽¹³⁾しかしかれは、社会が産業のアソシアシオンと化す新しい社会体制においても、統治活動にふくまれていた「秩序の維持」機能が全く消滅してしまふ、ないしは完全に廃絶されるとは、語っていない。「秩序の維持を専門的に目的とする諸職務(機能)」は、新しい社会組織のもとで社会と国家の顛倒関係がなくなると、「その本来の序列 *hierarchy* に準じて」「治安という下級の職務」の位置に置き直され、⁽¹⁴⁾この職務にたずさわる人々の余りに非力な権力が自由にとつて脅威であることはなくなつて、人々は

「社会の状態で矛盾しない最高度の自由を享受するであろう」、とかれは見通すのである。要するに、「秩序の維持」にかんするサンシーシモンの立論はきわめて慎重——もし社会が下からの秩序形成（アナルシーの克服）に成功しえな
いなら、国家の解消もまた不可能だから——であつて、「社会活動のこの部分〔「秩序維持」機能のこと〕が、新しい
体制において人々に互いにたいする一定度の命令 *commandement*〔内容的には強制〕を要求する唯一の部分」であ
り、その結果「いわゆる統治活動は最大限可能ながざり制限されるだろう」、と弁明されている。したがつてサン
シーシモンの未来社会に関して、たとえば統治の職務の「廃止」*suppression* というような表現が用いられる場合（アン
サールの研究⁽¹⁷⁾）には、こうした表現から「秩序の維持」機能の廃絶までもを單純にイメージしてはならないのである。
そこで、こうしたイメージの独断化をさけるために、わたしは「統治の廃棄」とか「統治の廃止」というような表現
にかえて、「統治（関係）の止揚」という表現を用いることにした。この場合、「統治（関係）の止揚」とは、「秩序維
持」機能は保存されるが、社会の一般的指導の疎外された形態たる「統治」が解消されること（国家の自立性が否定
されること）、換言すれば（国家を媒介とする）人間による人間の支配・抑圧・差別の関係がなくなることを意味し
ている。わたしはサンシーシモンの統治止揚論の極限をこう理解している。また、管理関係に従属化される「秩序の維
持」機能のなかに最小限の「命令（強制）関係」がはらまれるのをサンシーシモンが素直に承認したことは、かれの
「リアリスト」たる一面を表白しているといえよう。

以上にみたように、「第二の抜粋」の統治論は、近代自然法思想の市民国家形成原理と夜警国家論における体制内的
国家幻想をアソシアシオン論にたつて、総括的に批判したものであつた。そしてこのような批判の高みに身を置きな
がら、サンシーシモンは他方で、近代国家理論の視界のなかで「統治関係の止揚」ではなく、「（最良の）統治形態」にか

かわる議論に目をうばわれている同時代人の覚醒をうながす。すなわちかれは、こうした議論を許している社会がいまだ「旧体制」のなかにひきとどめられていることを教えて、人々の意欲と情熱と努力を「新体制」建設の方向に転換させようとするのである。

「体制の相違を構成するのは権力の分割における相違ではない。それは統治者が被治者に行使する権力の本性と量における相違である。

あらゆる統治形態があらゆる政治体制に適用可能である。

①統治者が社会のもっとも重要で有用な人々とみなされるであろう限り、②社会の首長に、かれらの尊敬と権力を増大させてやるために、莫大な俸給が与えられるであろう限り、③国民が、自分の道徳を改善し、自分の平穏と繁栄を保証するために採用するのが適当であると判断するであろう諸手段を選択する配慮を、かれら「統治者」にゆだねるであろう限り、④かれら「統治者」が一方では形而上学者（……）の階級から、そして他方で軍人（……）の階級からとりだされるであろう限り、社会は依然として旧体制にひき入れられているであろう。社会は、それが採用する統治形態がなんであれ、この形態が共和主義的であれ、貴族政的であれ、純粹君主政的あるいは立憲君主政的であれ、この体制に依然として服しているであろう。」（番号は引用者。）⁽²⁰⁾

社会にむかってこう語りかけるサン・シモンの危機意識の根底には市民社会と国家の顛倒した関係（社会組織の顛倒性）・政治的國家の欺瞞性にたいするラディカルな認識がひそんでいたものであり、この認識にみちびかれてかれは、新たな暴力革命の再発を予見したのであった。⁽²¹⁾

（注）

(1) 『組織者』におけるサン・シモンの議論の進め方からいえば、第一一書簡では、「一七八九年にわれわれは何をなすべきであったか」、「今日なすべきこと」および革命以来「実際になされたこと」の比較検討が予定されていた(この課題は第二一書簡で果された)。ところが、サン・シモンは大臣が議会に提出した議案(恐らく反動立法をいうのであろう)が重大な問題をはらんでいることを知ったので、かれは「本来の順序を一時的に中断して」、「第二の抜粋」を急ぎよこの書簡に挿入したのである。つまり、かれは政治的時論にかんするかれの見解を、「社会組織の一般理論」の上に基礎づけようと思図したのである。*Organisateur*, XX, pp. 185-6. なお、この抜粋の存在自体は、すでに、第八書簡のなかでふれられている(*Ibid.*, p. 86.)。この個所の説明によれば、本来ならば「第二の抜粋」は『組織者』第二分冊(『サン・シモン・アンファンタン全集』の六一—二四〇ページに相当)の最後に置かれる予定であった。Cf. Mazzone, *Oeuvres de Claude-Henri de Saint-Simon, 1802-1825*, op. cit., pp. 30-31 No 73.

(2) *Organisateur*, XX, pp. 186-7.

(3) *Ibid.*, pp. 187-8.

(4) たとえば、ロック、コンディヤック、ボネを思想上の師としていたシエースの市民社会論においては、「第三身分」*tiers état* が「具体的(個別的)労働」*travaux particuliers* の担い手 (*homme* \parallel *bourgeois* 経済的人格) であると同時に、*citoyen* (公民 \parallel ウェーバーの *Staatsbürger* 政治的人格) でもあるという、市民的人間の二重性の統一態として指定されていく。この観点から特権者(貴族層)の「公務」*fonctions publiques* (社会的利害の管理・指導の業務)の独占が否定されるとともに、第三身分による「社会の労働と公務との合一性の回復」(市民国家の形成)が志向されている。(遠藤輝明、「フランス革命史研究の再検討」、前掲、二二七—二二三ページの所説を再構成)。この点を遠藤氏の図式化したのが、示せば、シエースにあつては、「個人の具体的労働 \rightarrow 生活協働体(社会的分業による共同の利益) \rightarrow 国民(国家市民)」(同右、二二二ページ)という(下からの)序列で市民社会が構想されていて、市民社会と国家はいわば国民的ピラミッドとして不可分の全体なのであった。ところが現実のフランス革命の帰結は、ここに措定されていた第三身分それ自体の内部における *citoyen* (公民)と *homme* (自然権の所有者としての経済人 \parallel 私人 *bourgeois*) との「分離」、公務と具体的労働との「分離」、すなわち「政治的共同体」としての市民社会と「経済社会」としての市民社会の分離 \parallel 二重化であり、さらに「経済社会」と「政治的共同体」との関係の顛倒なのであった。サン・シモンは、この「分離 \parallel 二重化」・「顛倒」の関係を対自化

し、啓蒙社会理論Ⅱ自然法的市民国家形成論によってはこうした顛倒の関係が止揚されないことを見抜きつつ、産業アソシオン（政治権力Ⅱ統治関係の解消）の立場からシエースの提起した「社会の労働と公務の合一性の回復」というテーゼをとらえ直し、新たに「国民的ピラミッド」を再建しようとするのである。サン・シモンの社会組織が実証的な能力を基軸とするところの「国民的ピラミッド」であることについては、*De l'organisation sociale*, XXXIX, pp. 131-2をみよ。なお、Sieyèsを「シエース」と発音する点については、桑原武夫編『フランス革命の研究』、前掲、六三二ページの指示にしたがった。

(5) 以上の自然法的国家論について述べたところは、啓蒙思想の「異端者」ルソーの市民国家Ⅱ政治的共同体論に関しては妥当しない。市民国家の原型を古代の都市国家に求め、かれのヴィジヨンの実現可能性を近代の小国（例えばコルシカ島）にしかみいだしえなかったルソー『社会契約論』のモチーフの一つは、市民社会と国家の分離Ⅱ二重化をどういふとめるかというところにあったとはいえないであろうか。ただし、ルソーの政治的共同体論をもってしても、（市民）社会と国家の顛倒関係は止揚されないように思われる。これはルソーの生産力把握にかかわる問題でもある。また、サン・シモンはルソーを名として批判していないが、アソシアシオン論の立場から社会契約論一般を批判している。Du système industriel, Première partie (1821), XXI, pp. 14-7 note. この点については次章でふれられるはずである。なお、近代自然法思想の「基本的人権論」の有する「矛盾」が、（近代国家の階級的性格だけでなく）市民社会と国家の分離Ⅱ二重化（「近代社会に特有の二元論」）の「所産」・「反映」でもあることについては、山之内靖『社会科学の方法と人間学』、前掲、一五七—八、一七二—三ページを参照。

(6) 『山嶽党憲法』（実施はされなかった）の「権利宣言」（一七九三年）、第一条には、「社会の目的は共同の幸福である」と明文化されている（高木・末延・宮沢編『人権宣言集』、岩波文庫、一四三—ページ）。

(7) *L'organisateur*, XX, pp. 188-9.

(8) *Ibid.*, pp. 190-1.

(9) *Ibid.*, p. 191 note 1.

(10) *Ibid.*, pp. 202-3.

(11) サン・シモンの社会科学（社会組織Ⅱ社会体制の科学）における「アソシアシオンの実証的目的」（社会の「活動の目的」

サン・シモンの社会組織思想における市民社会と国家(二)

あるいは「社会の「組織」原理」ともいわれている)の意義については、すでに古賀英三郎氏によって基本的な論点が与えられている(「コント社会学の基本構造」、『社会学研究』一号、勁草書房、一九五六年、一七三—一八二ページ)。古賀氏の研究は、『組織者』の固有の分析を欠いておられる点で不十分さを残しているし、氏のサン・シモン像には時代の制約が刻印されているように思われるが、多くの重要な問題——とくに、右の「目的」と社会体制論・歴史哲学(二大社会体制の交代)によって人類の歴史と後史に二分されるところの歴史の三段階把握・社会契約論批判との関連について——を示唆している。論文のタイトルに制約されたためか、その後のサン・シモン研究史は、この労作の存在を忘却しているようである。

- (12) *L'organisateur*, XX, p. 200-1.
- (13) *Ibid.*, p. 202.
- (14) *Ibid.*, pp. 201-2.
- (15) *Ibid.*, p. 202.
- (16) *Ibid.*, p. 202.
- (17) Ansart; *Sociologie de Saint-Simon*, op. cit., p. 132.
- (18) 究極的には、「秩序維持の機能」はほとんど全面的に「あらゆる市民 *citoyen* に共通の責務」(住民自治の任務)となり、専門的にこの職務をまかされる人々に与えられる「権力」の部分が自由にとって恐威となることはそれだけいっそう少なくなるだろう」とみられている。*L'organisateur*, XX, p. 202.
- (19) サン・シモンの市民国家形成原理の批判に関しては、かれの人権宣言批判と社会契約論批判をならなくわしく検討する必要がある。この点は次章で、かれの社会体制論との関連で果される予定であるが、ここでは、*L'industrie*, XIX, p. 84. *Du système industriel*, XXI, pp. 14 note 1 et 83 などを見よ。
- (20) *L'organisateur*, XX, pp. 39-40. ただし、「統治形態と権力の分割の様式がどうでもよいと言いつつ」はなる。わたしはただ、これらの事柄が二次的な重要性しかもたない主張するにすぎない」と、釈明されている(*Ibid.*, p. 40 note 1)。また別の個所では、社会が「アソシアシオンの実証的目的」をもたない限り「専制(恣意)」が不可避であると説かれたあと、「専制を消滅させるのが可能になるのは、統治形態をかえることによってでは全くなら」(*Ibid.*, p. 191 note 1)と語られている。『産業論』における「最良の統治形態」の探求者にたいする批判については、*L'industrie*, XIX, pp. 82-83 など

〔古賀英三郎、「コント社会学の基本構造」、前掲、一七一—二ページおよび一九四ページ注50を参照。〕さらに、『産業者の教理問答』になると、問答の相手の『法の精神』を読んでみよ、そうすればあなたがたは、三つの統治形態すなわち専制政治・貴族政治・民主政治の三つしか人間はこれまで考え出さなかったことを、見るであらう。あなたがたは、このことを省察することにより、この三つの統治形態が考え出さしうる唯一のものであったことがわかるであらう。……この三つの統治形態はイギリスの憲制 constitution anglaise においてみごとく結合せられ、この結合より、この上もない最良の政治が結果する……』(Catechisme des industriels, 1er cahier (1823), XXXVII, p. 83. 高木訳、世界古典文庫版、七〇ページ、世界大思想全集版、三六ページ) という、モンテスキューはイギリス政体賛美にたいして、サンシーモンの時代がモンテスキューの知りえなかった歴史的経験(フランス革命)をへて新しい課題をかかえていることがこう強調される。『法の精神』が出版されたのは、五〇年以上も前のことである。その時より後に、いまだかつて起こったこともないもつとも記憶されるべき政治的事件、すなわちフランス革命という事件が生じた。かくてわれわれは、モンテスキューには全く知られていなかったことがらについて論ずることができるわけである。／モンテスキューは英国にうちたてられた社会体制 regime social の大いなる賛美者であり、そしてそれにはきわめてもつともな理由があったのだ。というわけは、このイギリスの事態が、これまでであったいかなるものよりもひどくすぐれているということ、争いえないことであるのだから。しかしこのことから、仮にモンテスキューが今日なお生きているとして、かれがこうした事態を大いに改善する手段を考え出さぬと結論すべきではないのである。』Ibid., pp. 92-3. 高木訳、世界古典文庫版、七七ページ、世界大思想全集版、四〇ページ。なお、サンシーモン産業主義にしめる「フランス革命」の第一義的重要性については、本稿、序論注44を参照。

(21) 「一九世紀はいまだにそれにふさわしい性格を獲得しなかった。われわれの哲学的文献 litteratures philosophiques を支配しているのは、いまだに一八世紀の性格である。なぜならそれらは本質的に批判的であるのをやめなかったからだ。この事態の結果として、われわれはまだ革命のなかにあり、新しい社会的危機におびやかされているのだ。というのは、なんらかの体制(したがって政治体制)は、それを打倒した批判によっては、とって代えられることができないからである。体制にとって代わるためには体制が必要である。』(L'organisateur, XX, p. 6. 傍点は引用者。Ibid., pp. 212-4 に同様の指摘がみられる。)このように、サンシーモンの危機意識は非常に鮮明である。かれは、フランス革命が社会と国家の顛倒した関係を「顛倒」しうる新しい社会体制——かれによれば、革命の「真の目的」はこの体制の樹立であった——を確立しな

だったので、社会はいまだに「革命」のなかにあり、新しい社会的危機（市民社会の解体）におびやかされているのだ、ととらえるのである。そしてかれは、この危機意識に促進されて、前記「寓話」の訴訟事件に際してかかれた「陪審員諸氏へのアンリ・サン・シモンの手紙」（前節、注29参照）のなかで、二つの暴力革命の予言を行なう。かれによれば、第一の（暴力）革命は新貴族Ⅱボナパルティスト（ブルジョワ）主導の「ブルジョワ王朝」樹立のための革命であり、第二の革命は、第一の革命の成果に満足しえなくなる（であろう）「コミュニン」（産業者）の革命（「ブルジョワ」支配打倒のための革命）である（*Lettres de Henri Saint-Simon à messieurs les jurés qui doivent prononcer sur l'accusation intentée contre lui*, O. S. T. VI, pp. 430-1 ほか）。この予言は、一八三〇年と四八年の革命の予見ともみなされうるが、この点のくわしい検討は別稿にゆだねることにする。

〔補注〕サン・シモンは政治権力（国家）に由来する一切の人間抑圧関係のはげしい論難者であった。それなのに、かれが「産業者主制」の樹立による産業者の政治権力の掌握をのぞみ、国王による「過渡的独裁」を提起したのは、非産業者の手にゆだねられている社会の管理・指導の権限を生産者の手にとりもどし、顛倒した世界を顛倒し直すためであった。このいみで、サン・シモンにとって政治変革とは、人間疎外解消のための必要条件あるいは不可欠の前提であり、この変革を契機として、人間の社会関係は、統治関係から管理関係に旋回されると予想されていた。サン・シモンの政治変革理論の「空想性」は否定しえないが、かれは政治変革を軽視ないしは無視した空想的社会主義者のなかでは例外的な存在であった。なお本稿では、叙述の繁雑化を避けるために、議会改革論の評価の変化をふくむところのサン・シモンの体制変革構想については、割愛せざるをえなかった。